

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和4年 9月21日 (水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時45分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者 (消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和4年度小樽市総合防災訓練の概要について」

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和4年度小樽市総合防災訓練の概要について御報告いたします。

お手元の資料の「1 今年度の訓練の特色」について、令和3年度から総合防災訓練の要領を改め、災害対策本部を設置し、本部会議訓練後に実動訓練と連携し、状況に応じた判断・指示を行う本部運営訓練を行っています。令和4年度から、近年の気候変動に伴う様々な災害を念頭に、洪水・土砂災害と地震・津波災害に対応する訓練を隔年で実施することといたしました。

次に、「2 訓練日時・場所・主催」について、8月31日13時20分から約3時間、災害対策本部訓練を消防講堂、実動訓練を消防防災研修センターで、小樽市防災会議の主催で行いました。

次に、「3 訓練の流れ」について、災害の想定として、31日各種警報や降雨を受け、10時35分に高齢者等避難を発令、災害対策本部を設置、10時55分に避難指示を発令しました。

災害対策本部訓練及び実動訓練の概要として、13時20分から約45分間の本部会議訓練で被災と対応状況を報告、14時10分から約1時間の本部運営訓練で①から⑨の実動訓練と連携し、災害対策本部が判断・指示を行いました。

意見交換等は、15時20分から約1時間、道の危機対策推進幹と防災会議委員から御感想をいただき、主なものとして、災害対策本部訓練と実動訓練の連携は昨年度よりも内容が充実し訓練目的を達成していたという多数意見のほか、今後は降雨予測等を取り入れると、次の処置も考えられ、さらにいい。発災後2日目以降を焦点とした訓練も必要である。情報が同時に集中して入ってきたときにどうさばくかが今後の課題等の意見をいただきました。

○委員長

「避難行動要支援者支援計画（個別避難計画作成）の進捗について」

○（総務）災害対策室進藤主幹

避難行動要支援者支援計画（個別避難計画作成）の進捗について御報告します。

資料の「1. 概要」を御覧ください。

昨年度から具体の検討を始めた避難行動要支援者個別避難計画につきましては、これまで課長級、部長級の庁内検討会議を経て、社会福祉協議会、民生・児童委員、総連合町会等の外部関係者への説明を行い、方針や進め方についての合意が得られました。

個別避難計画作成の具体の計画といたしましては、1番の黒枠の中になりますが、要支援者名簿登録者のうち、津波、洪水、土砂災害警戒区域にお住まいの要介護3以上の方や障害者手帳などをお持ちの方、約600人を作成の優先対象者とすること。次に、当面の作成対象を視覚障害の方、約40人として今年度中の完成を目標に、災害対策室、福祉保険部、消防本部による面接、調査を予定しております。

なお、「3. 今後の進め方（予定）」といたしましては、資料の一番下になりますが、基本方針を示す全体計画につきましては10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、これを整理した上で11月下旬に関係部長会議を行い、第4回定例会総務常任委員会で御報告をさせていただきます。これによりまして、個別避難計画の作成は、早ければ令和4年12月下旬から開始してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

「令和3年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）浅井主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、令和3年度における同条例の運用状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 公益目的通報」につきましては、倫理条例第22条の規定に基づく職員以外からの通報であります。令和3年度は1件ございました。通報の概要につきましては、採用される際に提出する職歴に関する同意書について偽造等があったというものでありました。この通報を受け、コンプライアンス委員会で調査することを決定し調査したところ、本件については、採用の際に提出する職歴に関する同意書の一部は氏名欄を職員が記載していたものの、押印されていた印影と当時通報者が使用していた出勤簿の印影を照合した結果、同一のものと思われることなどから、通報対象事実があるとは認められないとコンプライアンス委員会が判断いたしました。

次に、「2 不当要求行為等」につきましては、倫理条例第12条に定めるものでありますが、令和3年度においては1件ございました。これについては、内容を公表することで暴言等を発した相手方を刺激する可能性もありますので、件数のみの記載としております。

最後に、「3 職員研修」につきましては、倫理条例第6条に規定されているものですが、令和3年度は合計で51件の研修を実施し、延べ574名が受講しております。そのうちコンプライアンス、公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては9件実施し、延べ220名が受講しております。

○委員長

「小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討規程」の策定について」

○（財政）中津川主幹

それでは資料に基づきまして、小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討規程の策定について御説明いたします。

初めに、策定の経緯から御説明いたします。

令和3年6月、国はPPP／PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用に関する要請文書を各自治体に向けて発出しました。この優先的検討規程とは、一定規模以上の公共施設整備事業において、市が自ら整備を行う従来の事業手法よりも効率的、効果的なPPP／PFI手法、いわゆる官民連携などの実施手法がないか、費用総額、想定される効果、課題等を比較、検討する手順等を定めた各自治体における庁内向けの指針であり、施設整備を行う際に施設所管部署が使用する内部マニュアルとなっております。これまで、国から優先的検討規程を定めることを求められた自治体は人口20万人以上の自治体でありましたが、本要請により本市も含めた人口10万人以上の自治体にも策定を求められており、策定期限は令和5年度末となっております。本市では新総合体育館の整備を見据え、令和4年度中に策定する予定であります。

具体的な策定スケジュールにつきましては、下記の表のとおりとなっております。

現在、施設所管部署の意見を参考とするため、課長級職員で構成する庁内研究会を開催し、検討を行っております。また、今後は部長級職員で構成する庁内検討委員会においても協議を重ね、11月に完成させたいと考えております。

議会への説明につきましては、規定策定後に総務常任委員会の皆様を対象としたPPP／PFIに関する説明会を11月中旬に開催させていただく予定です。

その後12月の第4回定例会において、市長決裁を終えた優先的検討規程を正式に御報告をさせていただく予定です。また、規定の策定に当たっては、国の手引等を参考に作業を進めているところであり、資料の2枚目に内閣府が各自治体に示した優先的検討規程の構成例を参考に添付させていただきましたので後ほど御確認ください。

最後となりますが、PPP／PFI事業の導入検討は、今後、大規模施設の整備を控える本市にとっては必要不可欠となります。その効果は事業コストの削減や民間事業者の経営上のノウハウを活用した質の高い公共サービスの提供などが期待されますが、事業の特性によっては必ずしも効果があるものとは限りません。想定される課題や懸念となる点についても可能な限り抽出、分析する必要があることから、PPP／PFIの導入検討のために必要な手順等を定め、適正な運用と推進が図られるよう優先的検討規程を策定するものでございます。

○委員長

「小樽市新総合体育館基本構想の策定について」

○（教育）主幹

小樽市新総合体育館基本構想の策定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず資料の「1 第1回小樽市新総合体育館整備検討委員会について」ですが、令和4年8月8日に第1回目の検討委員会を開催し、委員への委嘱状交付、委員長の選任、副委員長の指名の後、協議に入っております。協議事項としましては、小樽市新総合体育館基本構想の構成、そしてアンケート調査の概要、以上について協議を行っております。

別紙の資料を御覧ください。

右下に4ページと記載されているページに基本構想の全体構成がございます。

上から順に御説明しますと、「1. 基本構想策定の背景と目的」として、小樽市の現状とともに基本構想策定に至る背景と整備の目的を整理いたします。次に、「2. 前提条件の整理」としまして、上位・関連計画における位置づけや、現総合体育館の現況・利用状況・課題、それから市内関連施設の概況、新総合体育館に対するニーズ、事業予定地の概要、こういったことを整理いたします。次に、「3. 施設整備方針」としましては、基本理念・基本方針、導入機能・規模、施設配置計画を整理いたします。次に、「4. 管理運営方針」として、事業手法、管理運営方針を整理します。次に、「5. 概算事業費」としましては、近年の建設費を踏まえた概算事業費と活用できる財源などを整理いたします。次に、「6. 事業スケジュールと今後の課題」としましては、事業スケジュールと事業化に当たっての課題を整理してまいります。

また、第1回検討委員会ではアンケートの調査の概要についても協議してございます。

資料の11ページから14ページを御覧ください。

アンケート調査につきましては資料にございましており、市民アンケート調査とスポーツ団体等アンケート調査の2種類がございます。

まず、市民アンケートにつきましては、無作為抽出により抽出した18歳以上の市民の方2,000人を対象に実施いたします。もう一方のスポーツ団体等アンケート調査につきましては、小樽スポーツ協会加入団体など、関係する団体に対しまして実施いたします。

第1回委員会の主な意見でございますが、本市には広い駐車場がある場所が限られているので、新総合体育館に市民スペースなど無料スペースの設置を検討していただきたいという意見や、アンケートの実施につきましては、市民アンケート調査に対しまして、インターネットを活用して回答数を増やす方法を検討することや、市民の方々の中にはあまり外出しない方もいらっしゃいますので日々の運動状況の調査を含めることができないかといった意見のほか、スポーツ団体等アンケート調査に対しましては、小中高の部活動も対象にしたほうがよいといった意見や、障害者の方の団体にも新総合体育館でどのようなニーズがあるのか調査したほうがよいといった御意見をいただきました。

第1回整備検討委員会ではこうした内容について協議し、各協議事項について委員の皆様の承認を得てございます。

なお、資料では以降のページで先行事例についての御紹介をしておりますが、こちらの説明は省略いたします。

次に資料の「2 第2回小樽市新総合体育館整備検討委員会（書面開催）について」ですが、第2回の当委員会開催につきましては書面開催とさせていただきます、第1回で示したアンケート調査の概要につきまして委員の皆様からいただいた意見を反映した上で再度お諮りし、全員の承認を得てございます。アンケート調査につきましては資料の中段に概要を記載しておりますが、委員の皆様への御意見を受け、少し内容を修正しております。

まず、市民アンケートの調査方法につきましては、回答は当初の返信用封筒だけではなくてQRコードを使いまして、インターネットからでも回答ができるように修正してございます。また、スポーツ団体等アンケート調査では委員会の御意見を受け、調査対象に障害者団体と高体連、中体連事務局を加えています。

なお、調査期間につきましては、市民アンケート調査が9月12日から9月26日で、スポーツ団体アンケート調査につきましては9月中旬から下旬で、必要に応じてヒアリングを随時行う予定でございます。

続きまして資料の「3 先行事例視察について」ですが、新総合体育館整備検討委員会では、これから本格的に構想を協議するに当たりまして委員の皆様の見識を高めていただくことを目的に、先行事例の視察を去る8月30日に実施しております。視察先は、帯広市総合体育館、よつ葉アリーナ十勝と帯広の森市民プール、スインピアで、委員のほか事務局、それから基本構想策定業務の受託事業者計15名で行ってまいりました。

よつ葉アリーナ十勝につきましては、令和2年2月に開館した、道内で3番目の規模を誇る最新の体育館でございます。かなり大きな施設ではございますが、最新の施設が見られること、それから民間のノウハウを生かした創意工夫や就学前の子供たちが利用できるキッズスペースなど、こうした点を見ていただきたくこの視察先を選定してございます。

スインピアに関しましては平成8年に開館したそれほど新しくないプールでございますが、50メートルの長水路の公認プールということで、全道規模の公式大会が開催できるプールがこういった規模のものなのか、参考までに視察してまいりました。

○委員長

「小樽市スポーツ施設長寿命化計画について」

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市スポーツ施設長寿命化計画について御報告いたします。

平成25年11月に策定された国のインフラ長寿命化基本計画によりますと、地方自治体は全ての公共施設について長寿命化のための個別施設計画を策定することとされているところでございます。本市におきましては、スポーツ施設の長寿命化計画策定に当たり、老朽が著しい総合体育館の建て替えが最大の課題でありましたが、本年3月に小樽市総合体育館長寿命化計画を策定し、今年度からは基本構想の策定に着手をしたところであり、旧緑小学校跡地にプールを併設して建て替える方針が示されたところでございます。これを受けまして現在、スポーツ施設の長寿命化計画につきまして、今年度中の策定に向けて作業を本格化しているところでございます。

それではお手元の資料を御覧ください。

まず資料の小樽市スポーツ施設長寿命化計画の構成案であります、「第1章 計画の概要」につきましては、1-2にありますとおり、小樽市公共施設等総合管理計画に基づく実施計画（個別施設計画）として位置づけをし、1-3にありますとおり、計画期間については令和5年度から令和40年度までの36年間といたします。1-4にありますとおり、対象施設につきましては市内にある16の屋外体育施設とするものですが、単独で長寿命化計画を策定した総合体育館と、学校施設長寿命化計画に含まれる高島小学校温水プールにつきましては、重複を避けるため対象施設から除いております。

次に、「第2章 対象施設の現状と課題」につきましては、2-1にありますとおり、対象施設の配置状況をまず位置図でお示しをし、2-2にありますとおり、直近5年間における各スポーツ施設の利用人数、利用料収入、

維持管理費用などをお示しをし、2-3にありますとおり、過去30年の施設ごとの整備、改修状況について総事業費1,000万円以上のものをお示しをいたします。これらを踏まえまして、2-4にありますとおり、各スポーツ施設の安全性や老朽化の調査、経済性の分析などを行う考えであります。

裏面にまいりまして、「第3章 基本的な考え方」につきましては、3-1にありますとおり、本市のスポーツ施設の多くは昭和40年から50年代に建設をされ老朽化が著しい状態のため、維持、補修などの優先順位をあらかじめ決めておく必要があるということをお示しを踏まえまして、四つの基本方針をお示しするものであります。

まず方針1としましては、既存スポーツ施設は改修・修繕により利用をまず継続していくということ。方針2としましては、建設後の経過年数や利用状況、日常的な管理を行う団体の有無、あるいは大会時の利用状況など総合的に勘案をした評価に基づき、改修や修繕に関する優先順位を決めていくということ。方針3としましては、従来の対処療法型管理手法ではなく、予防保全型維持管理手法を基本とするということ、方針4としましては、高齢者、障害者などが利用しやすい公共施設とするため、ユニバーサルデザイン化の推進に努めるということなどを挙げています。これらを踏まえまして、3-2にありますとおり、施設ごとの評価や優先順位などの方針や改修、修繕など対策の内容についてお示しをする考えであります。

「第4章 計画の実施」につきましては、4-1にありますとおり、概算事業費および財源等を示し、4-2にありますとおり、改修等の時期など今後のスケジュールについてお示しをする考えであります。

「第5章 計画の推進体制」につきましては、5-1にありますとおり、計画の進捗管理や推進体制についてお示しをし、5-2にありますとおり、PDCAサイクルの導入や計画の見直し時期についてお示しをする考えであります。

続きまして、策定スケジュールにつきましては、現時点での大まかなスケジュールをお示しをするものでございます。

今後計画案を策定するに当たり、各施設を利用している利用団体の意向なども伺いながら、関係部長会議、教育委員会、あるいはスポーツ推進審議会などで協議を行った上で、第4回定例会において計画案の報告を行い、パブリックコメントを実施する予定であります。これを踏まえまして計画案の修正等を行い、令和5年第1回定例会において最終計画案をお示しをしたいというふうに考えてございます。

○委員長

「潮見台小学校スクールバス運転手の不適切な行為について」

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

このたびは私どもの職員が児童にけがをさせてしまうという絶対に許されない行為を起こしてしまい、児童、保護者のもとより、怖い思いをさせてしまいました同乗の児童やその保護者、学校関係者の方々に深くおわびを申し上げます。

また、委員の皆様をはじめ、多くの方に多大な御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

潮見台小学校スクールバス運転手の不適切な行為について御報告いたします。

本事案は先月8月26日の午後2時40分頃、道路に向かって下り傾斜となっている潮見台小学校敷地内にて待機していたスクールバスにて発生したものです。当時車内には1年生から5年生までの児童25名が乗車しておりました。運転手の証言によりますと、車内が騒がしかったため静かにして乗車している子供たちに注意をしましたが静かにならなかったため、児童を静かにさせようと思い、止まっていた車両のブレーキを解除し、すぐにブレーキを踏むという行為を2回続けて行ったとのこと。なお、乗降用のドアは開けたままの状態でした。この行為により、乗車していた3名の児童が前のシートなどに頭など体をぶつけ、そのうちの1名が負傷し医療機関を受診いたしました。

次に、その後の対応についてですが、この事案が起こったことについて保護者から学校に連絡があり、学校から

市教委に連絡が入ったことで私どもは把握いたしました。連絡を受けました私ども市教委は、すぐに運転手を呼び事実確認を行ったところ、運転手は行為を行ったことは事実であることを認め、事の重大さを認識し反省しておりました。市教委から運転手に対し、ドアを開けたままでこのような行為を行うことは、子供たちが車外へ投げ出され命に関わる重大な事態となる可能性があるということを説明して、大変危険な行為であることを指摘し、厳しく指導いたしました。

市教委といたしましては、この運転手には今後の運転を継続させることはできないと判断し、運転手に対して運転業務から外すことを伝えるとともに、翌日以降改めて詳細について聴取することを伝えました。

同日の夜、私ども市教委は、医療機関を受診されました児童の御家庭を訪問し、今回の事案について保護者の方へ謝罪するとともに、今後の対応について御説明させていただきました。また、警察にも連絡しておりましたので、並行して警察による運転手への事情聴取とバス車内において現場検証が行われました。

翌週の8月29日、市教委はスクールバスの利用登録をされている児童の御家庭に対し、まずは第一報として現時点での経緯を含めた謝罪文を学校を通じて配付させていただきました。

8月30日、スクールバスの担当者として私が学校を訪問し、中休みにスクールバスの利用登録をされている子供たちに対し今回の件について、けがをさせたこと、怖い思いをさせたことについておわびするとともに、今回の行為を行った運転手が、子供たちが乗る潮見台小学校のスクールバスを今後運転しないことについて説明いたしました。

8月31日に保護者説明会を週末の9月2日に開催することを決定し、昼頃に学校を通じてスクールバスの利用登録をされている児童の御家庭に開催のお知らせを配付いたしました。その日の夕方、新聞社から今回の事案について取材の申入れがあり、市教委は取材を受けております。

9月1日に今回の事案が新聞に掲載され、その後テレビなど各種メディアにて報道されました。これらの報道を御覧になり、スクールバスの利用登録をされていない児童の保護者の皆様からも、説明会に参加をして話を聞きたいという声があったことから、学校と協議をしまして、全児童の保護者を対象とすることとし、学校から周知をしていただきました。

次に、保護者説明会の質疑概要を御覧ください。

9月2日に開催しました保護者説明会では、保護者26名、潮見台小学校教職員12名の参加があり、市教委職員4名により説明をいたしました。

今回の事案は絶対にあってはならない不適切な事案であり大変重く受け止めていること、今回の行為のほかにも不適切な事案がなかったのか、子供たち一人一人の声をしっかりと聴く機会を設け、市教委が独自に詳細な調査を行うこと、その調査結果については保護者の皆様にもお伝えし、報道にも発表すること、今回の行為を行った運転手については今後、市の関係部局において懲戒処分の審査が行われていくこと、スクールバスの運転手に対し安全意識のより一層の向上を図るため、独自のマニュアルを新たに作成し、運転手に対する指導、監督を強化していくこと、運転手との毎日の面談により、運行状況や子供たちの様子などについて確認を行い、学校と情報共有していくこと、毎月、市教委の職員がスクールバスに同乗し、運行状況や子供たちの様子を確認していくこと、児童や保護者の皆様が、スクールバスに関して何かあれば学校や市教委に問合せができることについて改めて周知するとともに、学期ごとにスクールバスを利用している児童及び保護者の皆様に対するアンケートにより状況を把握し、今後の改善に生かしていくこと、ドライブレコーダーの設置について検討していくことを今後に向けた対応として御説明させていただきました。

説明会に御参加された皆様からは、運転手についてのこと、学校との連携についてのこと、説明会の開催についてのこと、今後の対応についてのことなど、お手元の説明会概要に示した多くの御意見、御質問があり、市教委及び学校長より御説明をさせていただきました。

その後の対応については口頭で御説明させていただきます。

保護者説明会の翌週からは、もう1名の運転手との面談を毎日下校便終了後に実施するとともに、当面のものとして安全運行マニュアルを作成し、運転手へ手交しております。また、誰がバスを運転しているのかが分かるよう、バス車内には氏名を、学校内には顔写真と氏名を掲示しております。スクールバスの乗車登録している子供たち一人一人から聞き取りを行っておりますが、実施について保護者の方へ周知する際に、何かあれば学校や市教委に問合せができることもお知らせいたしました。

また、今回の事案によって子供たちが不安等を抱くことも考えられることから、児童へのフォローとしてスクールカウンセラーの緊急派遣を行っております。バスへの同乗については事件の起きた翌週、8月29日から潮見台小学校の協力を得て、登校便と下校便に教職員の方が同乗し、子供たちの様子を見守っていただいております。市教委職員の同乗については、今後、月に1ないし2回程度、学校と同乗する日を調整しながら実施していきたいと考えております。また、スクールバスによる通学に関して心配なことのほか、運転手の対応やマナー、車内での様子について学期ごとにアンケートにより状況を把握し、今後の改善に生かしてまいります。

最後に、当該職員の処分につきましては警察の捜査状況も踏まえ対応してまいりたいと考えております。

今後は子供たちの安全を最優先に考え、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第19号について」

○（総務）職員課長

議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案は国家公務員の育児休業制度の改正に準じまして、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日については一部改正法の施行日と同じ、令和4年10月1日としております。

○委員長

「議案第24号について」

○酒井委員

議案第24号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

ロシアのウクライナ侵略は、核兵器をめぐっても深刻な危機をもたらしています。同時にこの問題は何を明らかにしたかということでは、核抑止論がいよいよ無力になったということです。プーチン政権のように、自分の国の国民にどんなに犠牲が出ても意に介さない、プーチン氏の言葉で言えば、ロシアのない世界など無意味だと、こういったことを公言しています。これらのことから、核兵器を持っていれば安全が保証されるという核抑止論はいよいよ無力になっています。

こうした中、広島市の平和式典で岸田首相は、核兵器禁止条約がこれだけ大きな焦点となっているのに一言も触れませんでした。禁止条約が世界に存在しないかのように扱っています。日本政府が核兵器廃絶に取り組まないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

以上、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎人事交流と人材育成基本方針について

それでは、私から人事交流と人材育成基本方針について質問をさせていただきます。

まずは人事交流について伺います。

小樽市人材育成基本方針の中にはあまり人事交流のことは詳しく触れていないように思いますが、本市としての人事交流はどのようなものか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

人事交流についてどういうものかということでございますけれども、例えば国の機関ですとか道の機関などの自治体の職員、市町村の職員とは違う派遣先と交流をすることで、職員が多様な経験を積むことによって、職員の資質、能力の向上が図られるもの、また人事交流によりまして、いわゆる人同士のつながりというか、そういうものが生まれる部分があると思いますので、交流した後の例えば情報交換ですとかいろいろな連携とか、そういうものに役立つものというふうには認識してございます。

○高木委員

そこで、本市として今、国への出向または北海道への出向、国から本市、北海道から、いろいろ出向がありますが、現時点での本市の出向状況をお聞かせください。

○（総務）職員課長

今年度の現時点での状況ということでお答えをいたしますと、北海道から市長部局に課長職で1名交流派遣ということで来ていただいておりますけれども、本市から北海道への派遣というのは行っておりません。また北海道以外、国等との人事交流という意味での派遣等は現在は行っていません。

○高木委員

今の答弁で、お答えできればいいのですけれども、本市から人事交流をしていないという理由と伺いますか、それはお答えできますか。

○（総務）職員課長

過去には相互交流ということでやっておりましたけれども、現状としては交流派遣先の分野とか、そういうものが、こちらの希望する分野と先方の受入先、あるいはこちらに来ていただく人材との絡みで考えたときに、その分野というのが先方とマッチしなかったということ。

それから、本市の現状として欠員が多数生じているという状況の中で、派遣を想定するような世代の職員の層が少し薄いとか、必ずしも十分でないということで、なかなか本市から交流で出すというのが難しい状況であったということで、道からの一方的な派遣という形になっている状況でございます。

○高木委員

今状況を伺ったのですけれども、国・地方間の活発な人事交流に向けてということで総務省から出ています。国は、人事担当の意見だとか人事交流経験者の意見を踏まえて、国と地方それぞれのニーズや人事交流における課題を整理して人事交流の活発化に向けた具体的な施策について検討しています。その中で、国の意見を何点か挙げますけれども、国から派遣するメリットは、地方の調査や現場を経験できる点、派遣した職員が知見伝承のかけ橋となって地方の統計分析能力を底上げすることへの期待、また、地方での経験をその後の国での勤務に活かしたり、派遣先においても人脈を構築できたりするような人材の継続的派遣も必要となっております。

一方、地方からの意見というのが、統計局からの派遣者によって調査の適切な実施や分析ができ、大きな助力を

いただいたほか、国から帰任した職員を統計主管課に配属し、経済分析や普及啓発で活躍してもらっているなど、人事交流の成果が大きい。または、1人でも抜けられると地方は大変なので国へ職員を派遣する余裕がない。交換人事であればマンパワーが減らず理想的というのもあります。

令和4年3月に改訂されているのですけれども、これは人事交流とかはもう入っていないのですが、北海道の行財政運営の基本方針の中にも人材育成の部分があるのでぜひ確認していただきたいなと思います。過去の実績とかも踏まえて、もしお答えできればなのですけれども、人事交流をしたメリットとかデメリットというのが把握できていれば説明いただけますか。

○（総務）職員課長

これまで人事交流を行ってきた中でのメリット、デメリットということの御質問でございましたけれども、まずメリットとしましては、先ほどの最初の答弁と一部重複する部分もあるのですが、交流派遣先で多様な経験を積むことができることで職員の資質、能力の向上が図られる。それから、派遣先の業務で得られたその知見、知識、経験等があった場合に、それが本市での新たな施策や業務改善などに役立てることも期待ができるのではないかと思います。それから、交流でほかからの職員が来ていただけるということで、その派遣元というか、そこでの知見を本市の新たな施策、業務改善にも役立てていただいたり、本市の職員がほかから来ていただいた職員のそういったものに触れることで、化学反応というのでしょうか、そういった意味では本市職員自体の資質、能力の向上にも期待されるのではないかと。あるいは人事交流による人同士のつながりというのができたことで、その後、業務上の情報交換ができたり、いわゆるパイプというか、そういうものができたりということがメリットとしては考えられます。

デメリットということではあまり想定はしておりませんが、少しデメリットとはずれるのかもしれませんが、一つ課題としては、先ほどと少しかぶるのですけれども、必ずしもこちらのこういう分野で交流をして知見を得たいという部分と、先方とはマッチしないケースもあるのかというふうには考えてございます。

○高木委員

官民人事交流だとか、そういうふうになると、多分デメリットは出てくるのだろうなと思います。

少しほかで、全道179市町村の中では多くの課題があるというふうに思っています。例えば市長が掲げる人口対策問題の課題で、先日の高橋龍議員、松田議員の代表質問の答弁の中で、本市としては人口戦略推進本部、または各部の若手職員でつくる政策検討チームを設置する方針を示して、行政の縦割りを打破し、政策の効果をより高め、既成概念にとらわれない新しい発想で戦略を考えたい、一体的に取り組んでいきたいというふうになりました。これは一つの例ですけれども、北海道総合政策部計画局統計課の令和3年12月の「令和2年国勢調査北海道の人口・世帯数等の概要（確定値）」資料の中に、道内で人口増の市町村結果が記載されています。その中では、これは人数ではないですが、パーセントで出ていますけれども、札幌市は抜きます、千歳市が2.4%、大体五、六年で2,302名が増加している。ニセコ町では116名、あとは恵庭市629名、江別市が420名。その減少率の高いのが、これもパーセントですけれども、ワーストワンに小樽市が出ています。その中で、人口増のところは多分何かしらのノウハウがあるように私は思うのですけれども、ある意味国の人事交流ではなく、水平の人事交流というものも検討していく必要があるのではないかと思いますけれども、本市としてはどのように考えていますか。

○（総務）職員課長

今御提言のございました部分に関して、そういった施策面で先行事例というか、そういうところの横のつながりというのでしょうか、そういう部分でこれまでも事務の連携とかでは構築している部分はあるかと思うのですけれども、今御提言にあったとおり、そういったところの施策、取組に触れることができれば確かに役立つというか、メリットとなる部分はあるのかというふうには考えてございます。

ただ、イメージというかあれなのですけれども、人事交流という一般的なには国と地方、あるいは都道府県と地

方というのは、よく交流要綱などが整備をされて、ある程度スキームができていると思うのですが、近隣市町村というか、いわゆる横の交流はあまり事例を耳にすることがないものですから、全国的にはもちろんあるのかというふうに思っていました。横浜市だったかな、どこだったかはあることは耳にはしましたけれども、横のつながりというか市町村同士の交流はあまり全国的にも、そこまで一般的に活発に行われているものではないのかというふうには認識しております。

その辺は、特にやはり自治体同士になりますので、それぞれの抱えている課題等を踏まえて、それぞれの交流によるニーズですとか、あるいは交流する場合の分野というのですか、そういうものがマッチングしないと、お互い協議してということなので、そこがうまく成立するのか、なかなか難しいのかというふうには思うのです。逆にその辺がマッチをすれば、お互い協議の上、協定等を結んだ上で、できないものではないというふうに考えていますけれども、まずはその辺、北海道内に限らず、全国の中で、そういう市町村とか自治体間での人事交流の例がどの程度あるのか、どういう形でやられているのかというのを事例の研究はしてみたいなというふうには考えてございます。

○高木委員

そうなのです。あまり実績がないので、なかなかどう検討すればいいかというのがあるので、これは今後、少し検討していただきたいなと思います。

それで次に、小樽市人材育成基本方針に移りますけれども、平成29年7月に職員にアンケート実施をしています。1,591名中、回収部数が1,261名でした。その中で何点かお聞きしたいのですけれども、まずは人事異動についてお聞きします。

それで、人事異動が適切に行われていると感じている職員は全体の約2割、一方で適切ではないと感じている職員は約4割、この統計を見ると、「どちらとも言えない」をどちらに入れるのか分かりませんが、この41%を入れると8割を超えてしまう。もう一つ、人事異動はどうあるべきだと思いますかという問いに、「職員の適性を考慮して配置すべき」というのが55.6%あります。本市としては人事異動というのは、どうあるべきというか、どう定義されていますか。

○（総務）職員課長

一応、人材育成基本方針の中でも触れている部分もあるのですが、まず若手職員として入ってきた中では、採用後10年程度の間である程度、計画的に、例えば窓口部門、事業部門、それから管理部門などを多様にあちこち経験をしてもらう、そういうことで基礎知識の取得、それから能力育成ということをやっていきながら、それぞれの職員の適性が見いだせれば、その適性を考慮しながらその後人事配置に努めていく。またその中で、特に技術継承、業務継承という部分で、部門によってはスペシャリストということも必要になってくるのかと思いますので、その辺は必要に応じてスペシャリストを養成するという観点も踏まえながら、適正に人事異動を行うことを基本的な考え方というふうにして考えてございます。

○高木委員

その中で、例えば、今後どのようにキャリアを積んでいきたいと考えていますかという問いに、「特定の行政分野・職務分野で専門性を磨いていきたい」というアンケート結果が約32%、1,200人中だから360人程度は専門分野を磨いていきたいとあります。その中で、この対応策というのはなかなか書いていないのですけれども、そういう職員については、例えば話を聞いてだったり、幅広い分野でやりたい職員もいるのですけれども、そういう意見は取り込んでいるのですか。

○（総務）職員課長

基本的には、先ほども申し上げた部分と重複はするかと思うのですが、ある程度、何か所か経験する中で適性が見いだせればその適性に合った分野に配置する。それは本人の希望ということも一部あるのかもしれません

けれども、そういうことに関して努めたいなというふうには基本的な考え方としてはあるかと思えます。ただそうはいうものの、実際この分野に適性があるという職員の数と、その分野に必要な職員数という部分が必ずしもマッチするかというと、その問題もあるかと思えますので、その辺を配慮したいという考え方はあるかと思うのですが、現実にはなかなかそのとおりにいかないというか、適性ではない分野に配置という、少し不適切かもしれませんが、必ずしも最も適性があると思われるところではない部署に配置されているというケースも生じてしまっている部分は正直あるのかというふうに感じているところでございます。

○高木委員

最後に、将来の昇任についてどう思われますかというアンケートで、「昇任にはこだわらない」、「昇任したくない」が74%、そこで、なぜ昇任を望まないのかというので、大きなもので「上位職の職務内容に魅力がない」、「自分の能力に自信がない」が約44%あります。これらへの対応策というのもないのですけれども、やはり何が言いたいかというと、この人材育成基本方針、ここまでアンケートを取っている中で、こう思っている職員に対してどう効果、成果が出ているのか、どういう手法でこれを解決しているのだろうというのがなかなか書いていないような気がするのですけれども、ある意味この統計は財産なので、全てが思ったとおりにはいかないかも分かりませんが、この人材育成の部分は、少しずつ職員が変わっていくと組織も少しずつ私は変わっていくと思うのです。ぜひ、職員一人一人ではなくても、その課その部において、人材育成を意識して、どうにか不満だとかを解決できるように取り組んでいただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

○（総務）職員課長

今の御提言というか、御意見いただいた部分に関してですけれども、人材育成基本方針が改訂されたのが平成30年の4月ということで、もう4年半ぐらい経過しているわけで、確かにこのときアンケートを取りまして、それをある程度、踏まえた上で基本的な内容はその時点で改訂はされているかと思えますけれども、正直、相加的な部分もあるのかというふうに思いますし、この5年間がたつ中で、ここでのアンケート結果も含めてですけれども、状況は変わってきているという部分はあるのかというふうに考えています。

ですので、ここで書かれている意見としてアンケートに出ていることも踏まえながら、繰り返しになりますけれども、適正な人材配置ということができるよう今後も努めていきたいというふうには思いますし、今後、この人材育成基本方針も、場合によってはその内容の部分、もう少しアップデートして、より具体策というか、そういうものも示していくようにする必要があるのかというふうには考えてございます。

○高木委員

◎グラウンドの使用について

次に、グラウンドの使用についてお伺いをします。

まず野球、サッカーなど、市内で使用可能もしくは現在使用しているグラウンドはどこか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

私どもが管理をしております社会体育施設のうち、野球場は桜ヶ丘球場1か所、グラウンドにつきましては小樽公園運動場、からまつ公園運動場、平磯公園運動場、この3か所ございまして、うち野球で使用できるグラウンドにつきましては、小樽公園運動場、平磯公園運動場の2か所、サッカーで利用できるグラウンドについては、からまつ公園運動場、平磯公園運動場の2か所でございます。

公園施設につきましては、主なもので少し漏れがあったら御容赦いただきたいのですが、入船公園グラウンドであったり朝里川公園グラウンド、銭函中央公園グラウンド、これらについては少年野球の練習や大会などで使用してございまして、色内埠頭公園グラウンドについては、野球やサッカー両方にお使いいただいているというふうに承知をしております。

最後に、学校施設である各小学校のグラウンド、あるいは閉校した学校のグラウンドについても少年団や社会人

などが野球やサッカーの練習場所として使用しているというふうに承知をしているところでございます。

○高木委員

最近野球ができないとかという話はあまり聞かなくなったので、ここまでできると理解をしました。

そこで、少年野球や社会人野球について市内グラウンドで全道大会も開催されているということをお聞きします。そこで安全面で、各野球団体は自分たちで布ネットを配置して試合を行っているのですけれども、市に対してネットの整備等の要望がありますけれども、本市としてのお考えはありますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員がおっしゃるのは、例えば小樽公園グラウンドのように、2面になっているというようなタイプのグラウンドなのかというふうに思います。この小樽公園グラウンドは社会人の大会にお使いいただいているようなシーンは、野球大会にお使いいただいている場合は、おっしゃるように外野に簡易フェンスの設置をしまして一つの試合会場として使用している状況というふうに聞いてございます。例えば入船公園グラウンドで少年野球の大会を開催する場合についても、同様に外野に簡易フェンスを設置して大会を開催しているというふうに聞いてございます。

小樽公園グラウンドの場合でございますが、野球以外で御利用いただくケースというのもまれにございます。また、少年団から社会人の方まで、様々な年代の方が野球で使用されるわけなのですけれども、同時に2面お使いいただく場合もあったり、あるいは社会人と少年団ではホームベースから外野フェンスまでの距離が異なるということから、固定的なというか、外野フェンスの設置自体は非常に難しいのかというふうに考えておまして、また、使用頻度とかこういったものも踏まえますと、簡易的なフェンスの設置についてもなかなか難しいのかというふうに認識をしているところでございます。

○高木委員

現状は分かりました。

市から貸し出すということはしているのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

外野フェンスについては軟式野球連盟のほうで、いわゆるネットとくいを持っておりまして、それをお使いいただいているというふうに聞いてございます。

○高木委員

次に、スポーツ施設の利用についてお伺いしますが、各協会または連盟が管理しているところもあると思えます。その加盟していない団体から利用について来た場合はどう対応しているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員がおっしゃっているように、施設の管理を主に協会や連盟が担っていただいているケース等がございます。この場合、私どももまずは各連盟、協会に年間の使用スケジュールというものをお出しいただいて、空いているところについては一般利用者からの申込みについて総合体育館で受付をしているところでございます。基本的に空いているところについては申込み順でございますけれども、やむを得ない事情等がある場合は、私どもの生涯スポーツ課で利用団体、利用者との調整をしているというところでございます。

○高木委員

例えば、望洋サッカー・ラグビー場の生芝のグラウンドは芝が傷むためにあまり開放していないというふうに聞きます。今児童・生徒は市外のグラウンドなどを使用しているのですけれども、どうか市内の子供たちに生芝の上でスポーツをさせたいと思っているのですけれども、多くの団体があるので1週間、毎日使うと、本当に芝が弱いのはもう重々承知なのですけれども、その利用の調整というのを可能な限りお願いしたいのですけれども、そこはどうかお考えですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

望洋サッカー・ラグビー場の芝のグラウンドでありますAコート、Bコートでございますけれども、これ児童・生徒も含めまして、良好な芝の状態プレーをすることで力を発揮していただきたいということで、これまで大会以外には一般開放をしていなかったところでございます。

ただ、人口減少等により利用日数等も減少している状況もございますので、例えば、桜ヶ丘球場のように今までは主に硬式野球の大会等に使われていた施設なのですけれども、近年では学童野球の決勝戦であったりとか、中体連の支部予選であったりとか、社会人の大会であったり、早朝使用の練習であったりとか、門戸を広げているところでございます。

芝の維持管理をどうするかも含めまして、サッカー協会やラグビーフットボール協会などとの利用調整が必要と考えますけれども、まずは市内の子供たちが使用できるような形で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

また、公園緑地課は所管は違いますけれども、公園の整備も結構課題があるのですが、そこをグラウンドとして使用しているときもあると思います。例えばその生芝の整備だとか人工芝の整備、双方メリット、デメリットがあるのでございますけれども、本市としてはそのグラウンド整備についてどうお考えか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず人工芝につきましては、天然芝のグラウンドに比べて整備費用が高いということはデメリットなのかというふうには思いますが、導入後の手入れについてはあまり必要がないということで、毎日使用することもできるというようなところがメリットかというふうに考えてございます。ただ、人工芝も10年ほどで芝の全面的な張替えが必要であることも加えまして、下地がコンクリートになっているのですけれども、コンクリートが例えば地震等でひび割れとか段差が生じてしまった場合は、大規模な改修をする必要があるというところで、特に軟弱な地盤のグラウンドでは非常に設置リスクもあるというふうに認識をしてございます。

一方、天然芝につきましては、人工芝に比べて、設置費用が安くて多少のひび割れとか段差であれば簡易的な改修で対応できるということがメリットなのかというふうに考えてございます。

ただ、積雪地域である北海道については芝の生育が非常に難しく、維持管理に費用がかかるということがデメリットなのかというふう考えてございます。共に一長一短あるところでございますけれども、例えば人工芝、プレイヤーの目線で申し上げますと足腰に対する負担が非常に大きいこと、あるいはスライディングしたときにやけどしたりとか、そういうリスクがあったり、熱を吸収しないグラウンドなものですから、表面温度が非常に上がって熱中症のおそれがあるとか、安全性においては天然芝に優位性があるというふうに我々では考えているというところでございます。ただ、その整備手法につきましては、各協会等の意見も伺いながら引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員

そこで、現在はいろいろ助成金、補助金等、クラウドファンディングとかあるのでございますけれども、少し調べたのですけれども、t o t oの助成金交付対象事業の中で、天然芝を新設または開設、人工芝の新設、開設、また、天然芝の維持活動だとか多くの項目があるのでございますけれども、本市はその助成金について、活用の検討などしていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

グラウンドの再整備とか改修には非常に多くの費用がかかりますものですから、御指摘のとおり我々も財源といたしましてお話のございましたスポーツ振興くじ助成、いわゆるt o t o助成でございますが、これを想定をしているところでございまして、これまでも桜ヶ丘球場、あるいは手宮公園陸上競技場の整備にこの助成金を活用して

きたところでございます。当然グラウンドの改修あるいは再整備に当たりましてはそういった助成金を獲得するということが必要と考えてございますので、引き続き、こういった活用をしてみたいというふうを考えてございます。

○高木委員

そこで、逆に小樽市で管理するのではなく、民間事業者がその整備に携わった場合というのは本市としてどのようなというか、どう対応できますか。

○（財政）中津川主幹

方法といたしまして考えられそうなのが、冒頭にも御説明をさせていただきましたPPP/PFI手法ということになるかと思えます。まず市との事業契約に基づきまして民間事業者がグラウンド等の整備とその後の維持管理を包括的に実施するPFI方式が一つございます。また、維持管理だけでいいと、長期での包括的な委託契約を民間事業者と委託契約を締結するPPPの手法もございます。

いずれにいたしましても、事業内容、それから事業規模などの条件がございますので、即これを採用するというものではありません。今私たちが検討しておりますPPP/PFI手法導入優先的検討規程におきましては、まだ決定ではありませんけれども、一定の規模、例えば10億円を超える規模の建物の新築ですとか改修等が対象になってくるというふうを考えてございますので、この規程の内容を踏まえて導入、検討を行うことになるかと考えてございます。

○高木委員

この民間事業者というか、我々世代の若い人たちがどうにかグラウンドを整備したい、生芝にして子供たちを遊ばせたいという気持ちがある青年がいっぱいいるのですけれども、ある意味、今PPPとPFIの報告を受けましたけれども、やはり事業規模が大きいので、もしかしたら引かからないような可能性もありますけれども、先ほど課長にも聞いていたのですが、VFM、その委託関連に関してもぜひ精査して、この民間企業がもし携われる状況であれば少し盛り込んでいただきたいなと思えます。

最後に、先ほど報告にもありましたけれども、小樽市スポーツ施設長寿命化計画をこれから進めるに当たり、やはりその公園緑地課とも協議をして進めていただきたいと思えます。子供たちが生芝の上で遊ぶということを、ぜひ利用の調整だとかできる限り整備を進めていただきたいと思えますが、答弁できますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

スポーツ施設の長寿命化に当たりましては関係部であります建設部とも協議しながら計画的な改修を行うため、計画策定を進めてみたいというふうを考えてございます。

また、委員から御要望のございました望洋サッカー・ラグビー場の利用調整につきましては、市長の2期目の重点公約の中に、スポーツに取り組む児童・生徒の活動を支援するとしているところがございますので、両協会と協議の上検討をしてみたいというふうを考えてございます。

○高木委員

◎スクールバスの事故について

それでは最後に、スクールバスの事故について伺います。

先ほど報告でも詳しくお聞きしたので中身は触れませんが、何点か質問させていただきます。

運転手の選定方法については昨日、中村吉宏議員への答弁でお聞きしました。運転手の目的というのはやはり児童を目的地まで無事に届けることが第一の仕事だと思いますので、ぜひその人選は慎重に行っていただきたいというのがお願いです。

これまでにワンマンではなくて同乗者をつける考えはなかったのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

スクールバス内へのもう1名の同乗につきましては、他の市町村等の情報もいただきながら1名で運転しているワンマンの状況が多いということもございます。ですので、これまでもそういったことでは検討という部分ではなかったものでございます。

○高木委員

先ほどの報告に同乗者もつける等ありましたけれども、ドライブレコーダーもつけるということで、今後このようなことがないように、ぜひ対策を練っていただきたいなと思います。

もう一つ、保護者よりちょっとしたこと、何かあれば担任に連絡していたが対応がなかったというふうに聞いています。当時、学校としてはどのように対処をしていたのか、説明できればお願いいたします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回の事案につきましては、運転手が当時分からないまま出発したということで、保護者からの連絡を受けて、学校から私どもに連絡を受けて分かったというところでもございましたので、子供たちがもう既に下校してしまったということで、その当日は学校では私どもへの連絡というような対応を取ったところでもございます。

○高木委員

そこを対処できれば、もしかすると解決になったのではないかと思いますけれども、後でします。

この中で保護者から聞いていることというのを聞いているのですけれども、子供の言っていることが本当かどうかは分かりません。ただ、子供が言っていることが本当であれば違う事件につながった可能性もなきにしもあらずだと私は思うのです。やはりちょっとしたことをその場で、保護者と教員とやはり解決していかないとならないと私は思うのです。昨年の令和3年第2回定例会で私、いじめについての質問をさせていただきました。これをいじめと捉えるべきか捉えないべきかは、どう区別をつけるかはあれなのですけれども、ある意味、暴力をされたかどうか、先ほど説明を受けましたけれども、その防止対策はどのように行っているかのところで、教職員のいじめに対する意識を高めて、未然の防止、早期発見、早期対応に努めているところでもありますというふうに答弁いただいています。この1年間の中で多くの子供たちや教員方の不満だとかいろいろなことを聞いてきたと思うのですけれども、そういう対応を怠っていたということで理解していいのですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今の高木委員の御質問についてですけれども、今回、学校と市教委との連携という部分が不足していた、足りなかったというふうに私ども反省しております。今後につきましては、いじめ事案が発生したときに定期的にアンケートを取り、早期発見、早期対応に努めていきたいというふうに考えております。

○高木委員

先ほどもバスに対して学期ごとにアンケートをするというふうになってはいますが、月日がたつにつれて、子供たちも言えないとか言えるとか、保護者が言うとか言わないとかいろいろなことが出てくると思うのですけれども、ささいなことでもやはり担任の教員と、解決できるのだったら保護者とその場で解決することも大切ですし、プラスそういう出来事があったということを市教委に伝えるということも大切だと思うのです。そのとき発生したものに對してはその場で早期解決すると後々そういう事故につながらない。いろいろな報告を受けましたけれども、やはり私は、こういうことがもしかしたら起こらなかったかもしれないというふうに思います。各議員の方たちも質問していただきましたけれども、やはりその保護者、子供、学校、市教委と密に連絡を、情報交換をぜひしていただきたいなと思います。

最後に、被害に遭った子供たちに対してです。

これも代表質問でもさせていただいたのですけれども、家庭と協力しつつ、担任または全職員で継続的に子供を見守って、必要に応じてスクールカウンセラーなどと連携してきめ細やかな心のケアを努めておりますということ

で、今回バスの被害に遭った子供たちの中ではトラウマになって、こういうところに行けないという児童もいるというふうに聞いていますけれども、今、子供たちに対して市教委としてはどう対応されているかお聞かせ願えますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回の事案につきましては、先ほどの報告でも御説明させていただきましたが、子供たちが悪いということではない、あくまでも運転手、私ども市教委が悪いということで、私も直接学校へ出向きまして、子供たちにそのような説明をさせていただいております。また、子供たち、一人一人からこれまでのバスのことについてお話を伺う際にも、改めて今回の事案については子供たち、あなた方が悪いのではないですよということをお話しさせていただいております。

今後につきましては、子供たちに対しては学校や市教委によるケアはもとより、子供の相談に対応できるようにスクールカウンセラーも配置しております。また、保護者の方に対しましても、今、委員もお話をされていましたが、何かあれば学校や市教委へ連絡してくださいというようなことも周知させていただいております。

○高木委員

子供のケアについては聞きました。逆に教員方も多分大変な思いをされているだろうと思うので、教員方のケアもぜひ、双方学校生活が楽しく送れるように対応していただきたいなと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時44分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

それでは、議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に関連して伺います。

今回の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

その中には、産後パパ育休の取得要件の緩和があります。

それでは、本市職員におけるパパ育休はどのようになっているのかお答えください。

○（総務）職員課長

パパ育休ということで、要は男性職員の育児休業の取得状況ということで、その取得率を実績3年間でお答えをさせていただきますけれども、令和元年度の正規職員男性の育児休業取得率が18.2%、令和2年度は8.3%、令和3年度が14.7%となっております。

○酒井委員

示されたとおりであります。今出してもらいましたけれども、この数字は、市職員全体のものだというふうに思いますが、非常勤職員に限ってはどうか。

○（総務）職員課長

すみません、非常勤職員に関しては取得率という数字を持っていないものですから、取得実績というか取得した人数でお答えさせていただきますけれども、令和3年度に1名の取得実績がございます。

○酒井委員

取得実績はあるということでありました。ただ1名ということですからごく少ないですね。条例が今回成立するわけでありまして、取得者がいなければ何にもならないというふうに思うのです。

先ほど実績ではこれまで1名ということでありましたけれども、現時点で非常勤職員が取得すると思いでしょいか、お伺いいたします。

○（総務）職員課長

今回の制度改正がその取得の柔軟性というか柔軟に取得できるように、例えば取得開始日を柔軟にできるとか、夫婦交代で取得が可能ということになりますので、そういう意味での環境整備ということでは改善になると思いますので、一定程度、取得の向上にはつながるのではないかとこのふうには認識してございます。

○酒井委員

それでは2020年度の8.3%、これについてお伺いしたいと思うのですけれども、私はやはりあまりにも低過ぎるのではないかと思います。

それでは、どれぐらい休業しているか、取得期間について伺いたいと思うのです。例えば5日未満、1週間未満、1か月未満ではどのようになっているのかお伺いをいたします。

○（総務）職員課長

2020年度、令和2年度の取得実績の部分の内訳ということでございまして、これは、先ほど取得率でお答えしたのは8.3%ということでしたけれども、実際の実人数でいうと令和2年度は3名でございます。そのうち1か月以下というのが実日数を申し上げますと30日でございまして、それが1名、今お示しされました5日未満、もしくは2週間未満という、本当に超短期の実績はございませんでした。1か月、30日が1名のほかは、3か月を超えて6か月以下が1名、それから6か月以上取ったのが1名ということで、合計人数としては3名という状況になってございます。

○酒井委員

なぜその質問をしたかといいますと、我が党の宮本岳志衆議院議員が地方公務員の育児休業等に関する法律の改正案の審議の中で、衆議院総務委員会の中で質問をしているのです。そこで紹介されているのが、女性は1か月以下が0.5%、9か月以上が89%だけれども、男性は1か月以下が54.6%、1割以上は5日未満だったということでありました。先ほどお伺いしましたところ、1か月、30日が1名で3か月から6か月、6か月を超えるという形で出ているということで、それはそれでよかったのかと思います。

ところで、この男性の育児休業取得率について以前に我が党の高野議員が質問しておりました。その中で、育児休業取得率は20%を目標としているということ、そのことについて質問していました。なぜ20%になっているのか、そこについてお答えを下さい。

○（総務）職員課長

これは小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の中で、男性の育児休業取得の目標値を定めておりますけれども、これも目標設定する際の基礎というか、ベースになった実績数値というのがありまして、それが平成26年度から平成30年度の男性の育児休業取得率でありまして、これがその期間の平均で2.3%ということになってございました。その実績を踏まえまして、現実的な目標として、まずはこの段階まで上げということで20%に設定をして、その後、段階的に向上を目指すということをしたものでございまして、その時点では20%という設定にしたものでございます。

○酒井委員

現実を踏まえてという話でありますけれども、やはりこの考え方を抜本的に改めていかなければならないと思っております。そもそも育児については女性が行うものだ、男性はそれをサポートするものなのだ、この考えというのはもう既に化石並みに古い考え方なのです。男性も女性もどちらも育児をしていくというのが今の当たり前の考え方になっています。

小樽市として市職員がそうした間違った考えが根柢にあるということはないのでしょうか。その点についていかがでしょうか。

○（総務）職員課長

育児は女性が、男性はサポートだみたいな古い考え方がということで、そういう考えがあるかないかという形で職員にその意識調査というか、そういうことをしたケースはないので、本当に詳細な部分は分かりませんが、そういうことがないようにというか、この部分、今は男性も育児参加をしなければならない時代になってきているということで、制度の周知啓発ということにはこれまでも努めてきておりますので、その意識は、十分かどうかは少し分かりませんが、改善自体は図られてはきているのかというふうには考えているところでございます。

○酒井委員

やはり、こうした育児休業については当たり前のように休めるという形をしていかなければならないと思います。男性公務員が休まないという理由について、休んでしまうと仕事が回らないという話もあつたりします。それから先ほど言ったような間違った考え方というのもあります。私は男性公務員の育児休業の取得を進めるということについては、先ほど言った意識改革ということを進めるということも大事ですけれども、代替職員の配置ですとか仕事を引き継ぐ、そうした体制づくりが必要ではないかと思うのですけれども、この辺について現時点での小樽市の考えはどのように考えているのか、もしあれば示していただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

育児休業を取得しやすくするために一つ、代替職員の配置ということの御提言というか、御意見でございましたけれども、これまでも基本的に男性職員であろうが女性職員であろうが育児休業を取得するという場合には、当然いわゆる職場に穴が空くというか、そうなりますので、その部分については基本的には会計年度任用職員、従前ですといわゆる臨時職員という形になりますけれども、そういった形の任用で補ってきているというか、人数の補充はしてきているという形にはなっております。

ただ、正規職員が代替で入っているわけではないので、確かに事務補助的な部分というか、そういうものに少しとどまっているという部分はあるかと思っておりますので、現実的には、育児休業を取る職員がいることで、ほかの周りの正規職員に若干負担がいつている部分も正直否定はできないのかというふうに思っておりますので、その部分、そういう形で措置は取ってはおりますけれども、一定程度影響している部分は正直あるのかというふうな認識でございます。

○酒井委員

やはり、私は小樽市民全体がそうした、男性も育児休業を取るような社会というのをやはり目指していくべきだなと思っております。その中で、この小樽市がその先頭に立って男性公務員が育児休業を進めていくということは、やはり積極的に進めていただきたいと思うのです。そのためにネックになっているのは何かということも一つ一つ洗い出して、意識改革もしていかなければならないし、代替職員についても変えていかなければならないという思いもあるし、それから何よりも現在20%にとどまっている育児休業の目標です。これ、やはり将来的には男性も女性と同じように100%目指していくのだという、今は確かに20%の現状だけれども、しっかりそれをやりたいのだというその思いはやはり示していただきたいと思うのです。この項、最後にそのことをお伺いしたいと思っております。

○（総務）職員課長

今、男性の育児休業取得率の目標のお話の部分がありましたけれども、これは従前も少し議会の場でお答えしたこともあるかと思うのですが、気持ちとしてはやはり100%取ってほしいというか、取れる要件を満たしている人には取ってほしいという思いはありますけれども、現実的な目標で、これまで20%ということ置いてきたという経過はございます。この間、育児休業を取りやすいような環境の整備に努めるということいろいろな計画の中でも掲げて取組はしてきてはおりますけれども、ただ、今の現実的な各職場の状況を考えたとき、少し言い訳みたいになってしまうのですが、なかなか十分な人数を確保できなくて、各職場で多数欠員が生じてしまっているというような状況が一つ今はございます。そういうこともありまして、先ほどの代替職員の措置もありましたけれども、やはり今の状態だと一定程度取得しづらい状況になっているのかは正直否定できないのかというふうには思っているところでございます。

ですから、まずそこは、今、欠員が多数生じているという状況を極力早く完全に解消するということを目指してその取組をしつつ、それをすることで、例えば、時間外勤務の縮減だとか働き方の改善にもつながってくると思えますし、そういった取組を進めながら、また同時にそういったこと以外の要因で、育児休業を取得しづらいというかできないというか、何か阻害要因があるのかということの把握にも努めながら、同時並行で取組を進めながら、今後も育児休業の制度の周知ですとか意識啓発ということには引き続き、取組を進めて努力していきたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

やはり男性も女性も育児をするという形、その先頭に小樽市が立っていくということになれば本当に、やはりよい社会になっていくと思うのです。ぜひ引き続きそうした課題解決のために奮闘していただきたいなと思います。

◎PPP／PFI手法導入優先的検討規程について

次に、PPP／PFI手法導入優先的検討規程についてであります。

先ほど説明がありました。その中で、それまで20万人以上の自治体だったのが、国から10万人以上の自治体がこれを策定するよという形で進められたと聞いております。私はそれを聞きまして、ついにここまで来たかというふうなことを思った一方で、以前に私は、このPPPやPFIについてかなり否定的な質問をいたしました。というのも、このPPPやPFI、コストが随分下がるということが国によってメリットを説明されたわけなのですが、実際にはそれほどコストは下がらなかったということが全国で多々あるわけです。それ以外にも、以前の質問の中でも取り上げましたけれども、他自治体の中では、例えば建設する部分、インシヤルな部分でのお金でもその市の業者が一切使われていなかった、それからランニングの部分、維持の部分でありますけれども、その中にもその当該市の業者が使われていなかった、何のための施設なのだというのを私、強く言ったことを思い出さずのです。

ここで伺いたいのが、市職員向け研修会、PPP／PFI活用セミナー（外部講師）及び優先的検討規程の説明会ということがこれに出されておりますけれども、こうしたことでは当然私が述べたような、メリットではなくこうしたデメリットもあるのだよということをしっかり踏まえた上で説明会をやられないと、外部講師の方が一方的にこれはもうすぐくよいことなのですよという形でやられたら、私、すぐくたまらないなと思うのです。この辺について現在どのように考えているのか、説明してください。

○（財政）中津川主幹

ただいまPPP／PFIに関する市職員向けの研修会について御質問をいただきました。

平成11年にPFI法が制定されまして、今年で20年以上経過していることとなります。幸いにもこれまで全国で実施されたPFI事業の成功例ですとか失敗例については多数の事例が存在してございます。公共施設の整備や維持管理運営には御存じのとおり、多額の公費が投入されることが基本ですから、本市としても事業に対する責任が

生じますので、全国のこういった成功事例とか失敗事例から学び、適正に事業手法の比較検討が行えるように市職員向けの研修を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、その際には、その失敗例に関する事例のほかにも、専門家の失敗要因の研究結果というのいろいろなやはり出ておりますので、そういった内容を職員にも周知できるように研修会のプログラムを組んでいきたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。やはりこうしたものを安易に進めるといふことはやられるべきではないと思ひます。その上で、もしそうしたデメリットというものがほとんどないという形であれば、そうしたことを検討するということもあるというふうに思ひます。すけれども、ぜひ先ほど述べたようなそのデメリットの部分もしっかりと説明された上で行われるという形にさせていただきたいというふうに思ひます。

◎新総合体育館基本構想について

次に、新総合体育館基本構想の策定についてであります。

これも先ほど説明があったとおりであります。その中で先行事例として幾つか紹介されております。帯広市の例ですとか、下関市の例でありますとかという話なのですけれども、今回それで視察に行かれて、そこも帯広市に行かれたということでありました。

私は、これを見てなぜかと思ひました。確かに帯広市総合体育館については新しいというのがあるわけなのですけれども、先ほど説明にもあったとおり、物すごく大きな施設なのです。なぜこのような大きな施設になったのか、説明していただけますでしょうか。

○（教育）主幹

帯広市の体育館を選定した理由でございますけれども、まず、日帰りで視察に行ける範囲ということでは、新しい体育館というのは道内では限られているということがございます。こうした中で、こちらの体育館、よつ葉アリーナ十勝なのですけれども、まず最新の技術や施設を見ることができるといふこと。それからもう一つは、事業手法としてPFIを導入されているのですけれども、いわゆる民間のノウハウといったものがどういったものかということをお委員の方々にはインプットしたかったといふこと。それからもう一つは、キッズコーナーですとか、そういった無料ゾーン、こういった施設が非常に充実しているということがございまして、こちらの施設を選定させていただきました。

ただ委員がおっしゃるとおり、小樽市の想定している体育館よりはかなり大きなものでございましたので、視察に当たっては事前に委員の皆様にはその旨お話しし、御理解を得た上で参考としていただくよう、そのようにお話しした上で視察は行ってまいりました。

○酒井委員

事前に説明した上で視察に当たったということなのですけれども、何でこんなことを話すかといふと、やはり過大なものになってはいけないと思ひます。私は新総合体育館を造るにしても、プールにしても、利用者ですとか様々な人からの声というものがしっかり反映されて、その中でも使いやすい、よい体育館やプールにしていくのは当然のことだと思ひます。

ただ、その一方で、やはりよく考えてみたけれども、帯広市総合体育館みたいにすごい大きなものが欲しいよねという形になってしまうととんでもない話になってしまうというふうに思ひます。先ほど民間的な手法、ノウハウなどもということもありましたけれども、そうした皆さんの意見もしっかり反映しながら、さりとて過大にはならないようにということについて求めていきたいのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

委員がおっしゃるとおり過大な施設を造ることによって将来の小樽市に過度な負担を与えること、そういうこと

にはならないように、あくまで、将来の人口規模に見合った施設にすることが非常に大切であるというふうには我々も考えてございます。

したがいまして、検討委員の方はもちろんのこと、市民の皆様に対しましても、今後そういった規模のスケールダウンが必要であるということを、今後も引き続き御説明をして御理解を得ていきたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

やはり身の丈に合ったもの、その中で求められるものについてはしっかり可能な限り入れていく、しかも過大にならない、非常に難しい知恵の輪みたいな話だと思うのですが、市民との関係の責任の中ではそれはやはりクリアしていかなければならないと思うのです。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎管理的地位にある職員の時間外勤務について

次に、管理的地位にある職員の時間外勤務時間について質問いたしたいと思ひます。

自治体職員の時間外勤務が常態化していることが社会問題化しております。本市においてもコロナ禍で時間外勤務が増えています。そこで職員課にお願いをいたしまして、管理的地位にある職員の時間外勤務時間の集計を議員メモでいただきました。拝見いたしますと、依然として管理職の時間外勤務が続いていることが分かります。

そこでお伺ひしたいのが現状、今年度の各部局、管理職の時間外勤務の実績は昨年度と今年度でどのようになっているのか伺ひます。

○（総務）職員課長

昨年度と今年度の管理職の時間外勤務の実績ということでございましたので、今年度の実績というのはこの4月から7月までの実績ということになるので、そこを比較できるようにということで、令和3年度と令和4年度の各年度4月から7月の間の実績で、管理職1人1か月当たりの平均時間数ということで、これが多い上位3部局で時間数等を含めて申し上げます。令和3年度が一番多いのが保健所で1か月平均72時間、2位が教育部で34時間、3位がこども未来部で27時間、令和4年度の同じ時期につきましても、1位が保健所で時間は50時間に減っている、2位が教育部で、これも時間は28時間に減っている。3位がこども未来部なのですが、時間は25時間ということで減っているといったような状況でございます。

○酒井委員

72時間とは相当多いです。以前は医師の面接指導を行うことが義務になるというのが80時間、たしかそうでありましたから、それから考えると大変な時間だというふうに思ひます。ここでお伺ひしたいのが、管理職の時間外が多い理由についてどのように考えているのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

管理職一人一人の、実際に時間外勤務した理由というところ全てを把握できているわけではありませんので、ある程度推測的な言い方になってしまうのですが、今、申し上げた上位3部局で申し上げますと、保健所は当然新型コロナウイルス感染症関連全般の対応があつて、特にこの2年間は増えているという状況、また教育部、こども未来部に関しても、例えば小・中学校ですとか、あと保育所、それから放課後児童クラブなども所管している関係で、新型コロナウイルス感染症の対応がかなり出てきているのかということも一つ時間外が多いという原因としては大きなものとしてあるのかというふうには推測をしておりますけれども、今の3部署に限らず、先ほども少し申し上げましたが、全庁的に欠員が多数生じているという状況がある中で、その欠員に対しての手当てというのも会計年度任用職員の任用という形で対応しているというのが現状でございますけれども、それがやはり事務補助的な部分を中心になりますので、会計年度任用職員1人が入ったところで完全にそこはカバーし切れない部分ということがあつて、必ずしも万全ではないということで、新型コロナウイルス感染症の対応に限らずそのカバーする部分は正直管理職に負担がいつているという部分も否定はできないのかというふうには感じているところでござい

ます。

○酒井委員

1位が保健所、2位が教育部、3位がこども未来部ということで、先ほど新型コロナウイルス感染症の関連だと推測されるという話だったのですけれども、確かに大変だなというように気持ちは分かります。ただこの新型コロナウイルス感染症関連についてももう3年目に入っているわけなのです。もうやはり対応できなければいけないと思います。

それから、管理職なのだから時間外勤務、それから休日出勤を普通にやりなさいというのは私はおかしいことだなというように思うのです。当たり前のようにしっかり休んでもらう。少なくとも毎日のように出勤しなければいけないという事情はやはり異常です。代わる人がいないということも言われるのですけれども、代わり得る人を確保して、先ほども健康の話がございましたけれども、健康を害することがないように、恒常的時間外勤務については解消するべきだと思うのですけれども、小樽市の考えを伺います。

○（総務）職員課長

恒常的な時間外の解消の取組の考え方ですけれども、先ほど新型コロナウイルス感染症の対応がずっと続いているということで申し上げて、その新型コロナウイルス感染症対応という部分では、最初の頃はやはり新型コロナウイルス感染症の影響というのがいつまで続くか分からないという中で、その緊急的な形で各部からの応援体制を取るといようなことで、全庁的な応援体制の中でいろいろカバーをしてきたという部分があったのですが、それがかなり年度をまたいで長期化する中で、それは管理職もそうですけれども、係長だとか担当係員まで含めて必要に応じてそこは増員を図るということで、十分ではないのかもしれませんが、全体の体制強化は図ってはきていたところではございました。

ただ先ほど来、欠員という話で申し上げてしまっておりますけれども、その全庁的な欠員が多数生じてしまっているという状況の中で、その状況がやはり必ずしも全庁的な、十分な体制強化を図れない一因ということもあるのかというふうには認識をしているところでございます。

ですので、まずその欠員という状況を何とかしなければならない、その解消を目指しまして、きちんとした職員の適正な配置ができるようにそこを努めるとともに、今、全庁的にDXの取組を進めているという部分がありますけれども、そういったことも併せながら、管理職も含めて時間外勤務の縮減ということに今後取り組んで努めていきたいというふうには考えてございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

管理職、課長、次長、部長もそうですけれども、そういった方がしっかり休むような形ではないと、一般職の方もなかなか普通に休めるということにもならないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎部活動の地域移行について

次に、部活動の地域移行について伺います。

この部活動の地域移行について、何で私が取り上げたかといいますと、実は望洋台に住む子供の保護者の方から子供がやりたい部活動がないものだからというお話があって、どうなっているのですかというお話を私は伺いました。小樽市教育委員会としてこの部活動に関しては今取り組んでいるというふうには聞いている、ただそれについても詳しく報告されているわけではないから、これを機会に少し聞いてみますねということで、質問する形になったわけです。

私が伺いたいのは、8月31日北海道新聞の北見版で中学部活地域移行へ始動という形で出されております。そこでは北見市教育委員会が2026年度の運用を目指して管内自治体でいち早く動き出したということで出されております。小樽市において、この中学部活動の地域移行について、現在どのようになっているかお示し願えるでしょうか。

○（教育）教育総務課長

小樽市の部活動の現状でございますけれども、北見市はいち早く取り組んでいるということですが、全国的に文部科学省から概要、いろいろなものが示されていたり、文化庁やスポーツ庁からも有識者の提言が示されております。小樽市としましてはその提言とかを参考にしながら、部活動の改革を進めていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

そこで、記事中にある部活動の地域移行イメージでは、A校、B校、C校それぞれにあったバレーボール部、これを仮称北見バレーボールクラブ、地域クラブチームという形で参加するという形で、バレーボール部がない学校の生徒も地域クラブチームに参加できる、こうしたものをイメージしているというふうに伺っています。現時点においてはどの辺のイメージをされているのかというのはあるのですが、教育委員会としての現在のイメージについてお示し願えるでしょうか。

○（教育）教育総務課長

北見市の合同チームのお話をされましたけれども、小樽市においても少子化に伴って生徒の部活動のニーズに応え切れていないという状況があることは、市教委としても認識しております。そのために少しでも生徒に多くの選択肢を示せるような視点を持って部活動改革の議論を進めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

現状では様々な課題があるというふうに聞いております。記事中にも、学校や競技団体に説明する、そしてその中で課題を探るという形で出されておりました。現状の小樽市において、そうした課題はどのようなものかと考えているのか、お伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

部活動改革を進める上で学校現場と問題意識や情報を共有するという必要があると私どもも考えておりますので、市内の全ての教員においてアンケート調査を実施しているところであります。その中で課題等を洗い出して、今後、部活動改革等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

ここでは、記事中に出てきているそうした課題のところでは、言ってみれば誰がその負担をするのだということがやはり問題になってくると思うのです。今までどおり教員が負担するという形だったら、やはり何も変わっていかないと思います。ここで出ているのは、今後、市スポーツ協会に所属する各競技団体と各校への説明、意見聴取も行って課題を探っていくということが出されているというふうに思うのです。やはりこういった各競技団体との連携というものは不可欠になってくるだろう、その中でほかにも、先ほどスポーツの話がありましたけれども、文化庁の有識者会議が出した提言を受けて、文化系部の活動についても地域移行を目指すという形で、これについては吹奏楽連盟などに説明や聞き取りなどを行っているという、こういうことまで考えていかなければならないというふうに思うのです。やはり様々な課題はたくさんあるというふうには思うのですが、ぜひ今の考え方というのをしっかり進めていただいて、一定の時期、早ければ第4回定例会には現在このような考え方で進めておりますという形で、総務常任委員会なりどこなりに進捗状況を説明していただきたいと思うのですが、そのことについて、最後に伺います。

○（教育）教育総務課長

部活動についてですけれども、市教委としましては、現状のままであれば多くの部活動の存続が危ぶまれると懸念しておりますので、持続可能な部活動の実現と同時に教師の負担軽減の両方を進めることが必要だと考えております。そのため、現在小樽市における部活動の在り方に関する検討会において、部活動改革の議論を進めているところであります。今後一定の方向性を示すことが可能になりましたら委員の皆様にも報告をさせていただきたいと

考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎情報セキュリティーについて

次に、情報セキュリティーについて質問をいたします。

兵庫県尼崎市で全市民46万人の個人情報が入ったUSBメモリーを委託企業が一時紛失した問題についてであります。

そこでは、全市民46万人の銀行口座などを含む個人情報を、許可されていないUSBメモリーにコピーし、作業終了後に消去せずUSBメモリーを持ち出し、飲食店で飲酒して紛失、さらに市がパスワードの桁数を13桁と公表したことに私も驚き大変あきれました。尼崎市から委託された情報システム大手、BIPROGY株式会社、前の日本ユニシス株式会社でありますけれども、ここではコールセンターによる業務や印刷の業務などを内容ごとに少なくとも5社に再委託している。USBメモリーを紛失したのはさらに委託された企業の社員だったということでもあります。このような多重委託の構造が市の管理不備につながったということは尼崎市自身の分析でも出されているわけであります。

まずお伺ひしたいのは、このような事件について小樽市としてどのような所感を持ったのか、お話しください。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

今回の尼崎市で起こったUSBメモリーの紛失事案につきまして、こちらは原因の一因として、尼崎市からUSBメモリーでの情報の運搬許可を得ていないなど、ルールに基づく適切な措置が取られていなかったということもございまして、こちらについては非常に残念な事例であるというふうに考えております。

○酒井委員

残念な事例であって、そう言うしかないと思うのです。

それでは、小樽市のデジタル関連についてのルールを先ほどの例に合わせて示していただけますでしょうか。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

本市における情報セキュリティーについてのルールにつきましては、小樽市情報セキュリティ対策要綱において、本市が保有する情報資産の機密性、完全性、可用性の3点を維持するために必要な事項を定めております。具体的な先ほどの事象との関連性ということもございますけれども、例えば個人情報データを持ち出す際には、例えば車両等で情報資産を運搬する際は、必要に応じて鍵つきケース等に格納し、暗号化やパスワードを設定するなど適切な、最低限必要な部分についての定めをしているところでございます。

○酒井委員

持ち出す場合には鍵つきケース、必要に応じてパスワードということもありましたけれども、何でこんなことが起きたのかと私は思うのです。通常の家社でしたらUSBメモリーで情報を持ち出すということについてはできないようになっているというふうに思うのです。だけれども今回は持ち出すような形になってしまった。それから、パスワードについても13桁という桁数だから大丈夫ですと堂々と言ってしまふような、あまりにもざるのような状況になっていた。小樽市ではそういったことはないようなルールと運用になっているという確認でよろしいでしょうか。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

まずUSBメモリーの持ち出しの部分につきましては、これは原則禁止しております、特に業者につきましては尼崎市のような事例につながるものではないというふうに考えております。それから、パスワードの部分につきましては、具体的な取決めにつきましては実施手順にございまして、こちらは非公開の内容ですので詳しく、詳細は述べられませんけれども、セキュリティーの対策要綱につきましては、パスワードは十分な長さとして文字列は

想像しにくいものにしなければならないというふうに定めております。

○酒井委員

ということは、少なくともパスワードはotaru2022とかというそんなことにはならないということだと私は勝手に推測いたしました。

そこで今回のその原因についてでありますけれども、一つには長年尼崎市が個人情報にアクセスできる業者の社員の所属、それから業務内容を把握していなかったことがあるというふうに言われております。委託企業側のミス、それからルール違反とともに市側の管理体制の不備、これも改めて浮き彫りになったというふうにされております。

そこでお伺いしたいのが、小樽市でのデジタル関連での委託や再委託についてどのようになっているのか、説明をしてください。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

デジタル推進室の契約の例で答弁させていただきますが、契約の中では受託者、業者は業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならないが、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ市の承諾を受けた場合はこの限りではないというふうに例外は定めてございます。具体的に申しますと、システムの保守であればソフトウェアの関係に当然ハードウェアの保守も伴ってまいります。その関係でハードウェアに特化した関連業者に再委託をするケースも、ケースとしてはございます。

○酒井委員

今回のケースは、やはりどこでも起こり得ることだというふうに思うのです。今述べていただいた小樽市のルールですとか運用でありますとか、そういったことであれば起こり得ないようにしっかりとやられていた。それでも起こったのが尼崎市の例だったというふうに思うのです。他人事であるとか対岸の火事とするべきではないというふうに思うのです。

最後に、小樽市として改めてデジタル関連の情報セキュリティに対する考えを伺います。それから、今こそデジタルインクルージョンをという話、これの質問をする予定だったのですけれども、また次の機会にさせていただきますと思います。

○（総務）デジタル推進室成田主幹

尼崎市の例もございまして、まず全職員に対して改めてこの事件の後、部長会議を通じてルールについての再周知をするほか、全課メールで周知をしております、改めてまずこの決まりを把握しながら各自の業務に当たっていただくということで、事件、事故を未然に防ぐということと併せて、情報の社会は常に進化しておりますので、その実態に合わせたポリシーというか要綱を適宜見直ししながら、漏れのないような形で運用していきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎育児休業等について

最初に育児休業等についてお聞きしたいと思います。

これは先ほど酒井委員も質問しておりましたので少し重複する部分もありますが、その場合は確認ということで

質問させていただきます。

最初に、議案第19号は国家公務員に準じて非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うための条例の一部を改正する案ですけれども、今まで市の非常勤職員が育児休業を取得したことはあったかどうか。あったとしたら何日くらい取得していたのか、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

非常勤職員の育児休業の取得状況ということでございますけれども、制度としてきちんとしたというか、会計年度任用職員制度に令和2年度からなりまして、そこで育児休業の制度もきちんと整備されたということで、令和2年度以降の実績ということでお答えしますと、取得実績としてはあります。取得率は非常勤職員の場合はそういう数字の押さえ方をしていないものですから、取得した実績の人数等で、お答えさせていただきます。まず令和2年度につきましては、令和2年度に取得開始をしたという職員が非常勤職員で3人おりまして、その3人のうち期間としましては、1か月を超えて3か月以下が1名、それから6か月を超えて12か月以下が1名、それから12か月を超えているのが1名で合計3名でございます。

令和3年度につきましては、これも合計で3名でして、取得期間としましては1か月以下が1名、それから6か月を超えて12か月以下が2名という状況でございます。

令和4年度につきましては現時点ではまだ取得開始した者はありません。

○松田委員

今は非常勤職員のことでしたけれども、また以前から正職員には育児休業がありましたけれども、男性の正職員の育児休業の取得状況についてもお示ししていただきたいと思います。

○（総務）職員課長

男性の正規職員の育児休業の取得状況ということでございまして、これも先ほどと併せて令和2年度から直近の状況までということでお答えをさせていただきますが、先ほどの酒井委員の御答弁と重複する部分もございまして、令和2年度に関しては取得率としては8.3%になります。これは、取得の実人数としましては3人でして、期間としては1か月以下が1人、3か月を超えて6か月以下が1人、それから6か月を超えるのが1人、合計で3人でございます。

令和3年度につきましては取得率が14.7%ということになりまして、実人数としては5人になります。その期間の内訳としては、1か月以下が2人、それから1か月を超えて3か月以下が3人、合わせて5人ということになってございます。それから直近、今年度ここまでの実績、令和4年度ですけれども、これが現状で既に6人おりまして、この取得率という部分はまだ未集計というか出せていないものですからそこは御容赦いただきたいのですが、実人数として6人で、期間としましては1か月以下が1人、1か月を超えて3か月以下が4人、それから3か月を超えて6か月以下が1人、合わせて6人という状況でございます。

○松田委員

この法は、子供が1歳以降の延長についての要件を緩和することにより、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を取得するなど、夫婦の事情に応じた対応も可能になりますけれども、このことについての職員への周知はなされているのでしょうか。その点について伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

職員への制度の周知ということでございます。これまでの制度は当然ハンドブックというか、そういうガイドブックの配付等で周知はしてきておりますけれども、今回制度改正になるということで周知はこれからになりますけれども、これからしっかりと周知をしていきたいというふうに思っておりますし、なかなか非常勤職員の場合は結構複雑なものですから、事例等を示しながらしっかりと周知に努めていきたいというふうには考えてございます。

○松田委員

やはり何でもそうなのですが、制度が変わったということについてはしっかり周知して行って、やはりそういったことで皆さんが取得できるようにやっていただきたいと思います。

それで、育児休業期間については業務に支障を来さないようにその間臨時職員などの手当てはされているのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

育児休業を取得した職員がいた場合の代替の手当てということでございますけれども、これも先ほど来御説明しておりますけれども、正規職員が取得した場合でも、あるいは、一定程度任用期間が長くある非常勤職員が取得した場合でも、その代替ということで、基本的には会計年度任用職員の対応になりますけれども、その手当てというのはそれぞれ行っております。

○松田委員

それで、これに関連して伺いたいと思います。職員にも年代の幅があり、子育て中の方もいれば親の介護が始まる方、現に親や祖父母等の介護をしなければならない方もいます。また、育児と介護の時期が重なるダブルケアの方もいらっしゃるかもしれません。

そこでお聞きしたいのですが、市職員の介護休暇及び介護休業の取得状況などについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

職員の介護休暇と介護休業の状況ということで、これも先ほど来お示ししている令和2年度以降の状況ということで併せてお答えしたいと思うのですが、まず介護休暇に関しては、今年度の分が把握できていませんので、申し訳ありませんけれども令和2年度と令和3年度に分しか把握をできていないのですが、まず介護休暇、令和2年度に関しては取得者が年間で計4名でございました。その4名の取得日数の内訳としては、2日間取得した職員が1名、それから5日間取得した職員が3名、合計4名ということでございました。それから令和3年度に関しては、合計で取得者が3名でございまして、日数の内訳としては1日取得したのが2名、それから5日間取得したのが1名という状況でございます。

それから、介護休業に関してでございますが、こちらが令和2年度が4名でございまして、期間の内訳としては取得期間1か月以下が2名、1か月を超えて3か月以下が1名、それから3か月を超えて6か月以下が1名ということで合わせて4名となっております。令和3年度と令和4年度のここまでの状況としては介護休業の取得実績はございませんでした。

○松田委員

介護については私も経験があります。休暇という制度があるにもかかわらず使わない、使えないというのではなく、誰もが遠慮せずに使えるようにしていただきたいというふうに思いますし、介護というのは先が見えない部分もありますので、そういったことで介護離職がないような、そういったことでしっかりまたこれについても、みんなお互いさまですから、みんなが本当に温かい目で職員が親だとか、そういう人の介護ができるようにやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎防災問題について

次の質問に移らせていただきます。

防災問題についてお伺いいたします。

最初に総合防災訓練について先ほど御報告がありましたけれども、この点について質問させていただきます。

今年度は、近年の気候変動に伴う災害リスクの増大を念頭に、洪水・土砂災害訓練を行ったということなのですが、訓練参加者は総勢何人になったのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

ただいま御質問のありました訓練の参加者につきましては、まず市の消防庁舎講堂で災害対策本部訓練を行いました。これと同時進行で天神の消防防災研修センターで救助、復旧作業を行う実動訓練を実施いたしまして、参加人数は合計で約200名となっております。

○松田委員

災害の想定は洪水・土砂災害と地震・津波災害に分け、これを隔年で行うことから、その年度によって訓練科目については共通するものもあり、また想定災害により違う内容のものもあります。

意見交換では、訓練に参加した防災会議委員の方の多数から、内容が充実しており訓練目的を達成したのではないかという感想が述べられていたとありましたけれども、今回はどのような訓練目的を持って行ったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の総合防災訓練の目的は、大規模災害に対する各関係機関相互の協力体制の強化と防災技術の向上、市民の防災意識、知識を高めることではありますが、今年度については特に豪雨の影響による雨水施設からの溢水、崖崩れ等の土砂災害の被害を想定し、感染症が拡大する状況下において模擬的に設置する災害対策本部と災害発生現場、これは実動訓練の会場であります、これとの情報伝達、共有、対応方法を確認することを目的に訓練を実施いたしました。

○松田委員

また今後の取組ということで、発災後2日目以降に焦点を当てた訓練を実施する必要があるのではないかと指摘があったようですけれども、来年度以降はこれに焦点を当てて訓練するのでしょうか。

そうなった場合、事前に訓練目的を説明しておかなければ戸惑うのではないかと思います、その点についての認識を伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

昨年度の訓練及び今年度ともに参加者の一部の方からの御意見で、発災直後ではなく2日目以降の対応訓練も必要ではないかという御意見はいただいております。来年度の訓練内容は現時点ではまだ未定ではありますが、近いうちにこのいただいた意見を取り入れまして、発災2日目以降の訓練についてもシナリオ作成をした上で訓練をしていきたいなというふうに考えております。

また、訓練に参加される外部関係の機関の職員であるとか防災会議委員、あと人事異動等で職員等も交代をいたしますので、そのような訓練を実施する際には訓練目的であるとか状況設定であるとか、ここを丁寧に説明した上で訓練を計画したいというふうに考えております。

○松田委員

そうですね、やはり参加する方も人事異動で担当が代わったりだとか、また防災会議委員も2年の任期で代わるとか、また以前参加したのと今回少し違うなとかいろいろあると思いますので、そういった点についてはしっかり、事前に戸惑うことのないようにやっていただきたいと思います。ともあれ、課題も指摘されていたようですので、課題を一つ一つ解決しながら次年度の防災訓練に取り組んでいただきたいと思いますので、この点についての質問は終わります。

次に、福祉避難所についてお聞きしたいと思います。

災害が発生し、高齢者等避難が発令した場合は、市が指定した避難所に避難することになると思いますけれども、高齢者や障害をお持ちの方々には専門性の高い支援を行うことができる福祉避難所というのがあると聞いておりますけれども、小樽市では福祉避難所は何か所あるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

本市の福祉避難所でございますが、入所サービス系の介護施設、障害者支援施設などの社会福祉施設の9か所というふうになっています。

○松田委員

今、福祉避難所は9か所あるということなのですが、ホームページを見ますと、福祉避難所は必要に応じて開設される二次避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできませんとあり、そうなるとこの方たちは一旦、一般の避難をした後に、福祉避難所に移動することになりますが、福祉避難所に直接避難できない理由について御説明願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

受入れを行う福祉施設も被災しているというような場合もありまして、施設の建物、設備の確認ですとか、あと既に入居されている利用者の安全確保やその後の対応がまず最優先というふうになります。

ふだんの利用者以上の人数をこの施設内に受け入れるためには、施設職員が職場に参集して必要な人員確保ができて、受入れ体制が整ってからになること、また段ボールベッドですとか食料等の資材を市から搬入してからというふうになりますので、一旦は一般の避難所に集まっていたら、その中で特別な支援が必要で福祉避難所へ移動する必要がある方を集約して、施設に開設を依頼して、受入れ可能と判断できた施設へ移っていただくということを想定しております。

○松田委員

実は国は、昨年5月に災害対策基本法を改正し、市町村が事前に受け入れる対象者を特定した福祉避難所を公示し、要配慮者が直接避難できる制度を創設したと伺っておりますが、制度を創設したにもかかわらず、公示をしているのは道内では千歳市だけというふうに聞いています。なぜ小樽市は千歳市のように公示をしないのか、この点についてどういう理由なのか、伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

福祉避難所は大きく分けて2種類ありまして、まず災害対策基本法による指定福祉避難所というものと、災害時協定による協定福祉避難所というのがあります。現在、本市で福祉避難所としている九つの施設は全て個別に災害時協定を締結した福祉避難所というふうになっています。

福祉避難所の中でも指定の福祉避難所となる場合は公示というものを行うのですが、その指定福祉避難所となる施設の設備ですとか、支援を受ける体制の整備等の基準、要件というのがあります。これが協定による福祉避難所よりもハードルが高いものというふうになっています。また、指定を受けるかどうかという相手側施設の意向も影響してくる、考慮しなければならないというふうに考えています。

千歳市の例がありましたけれども、道内の主要12市のうちで唯一公示しているのが千歳市ということになってございますが、千歳市では5か所の福祉避難所のうち、受入れ対象者を公示しているのは高等支援学校と特別支援学級の小・中学校のこの2か所のみを公示しております。さらにその受入れの対象者をその学校の通学者とその家族というふうにして、限定的な事例になっております。

本市におきましては、その指定福祉避難所の設置と受入れ対象者の事前の公示というのはなかなかすぐには実施することは難しいものと認識しているところなのですが、引き続き実施できるかどうかも含めまして研究、検討は行っていきたいというふうに考えています。

○松田委員

理由を聞きましたけれども、とにかく小樽市は比較的災害が少ないまちでありますけれども、最近には本当にあちこちで異常気象による災害も頻発しており他人事ではありません。せめて一定程度の障害のある方については、最初から福祉避難所へ振り分けができるように今後検討をしてほしいと思いますけれども、御見解について伺いたい

と思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

委員の御指摘のとおり専門性の高い支援が必要な方につきましては、最初から福祉避難所へ避難していただけるということが理想でありまして、本市を含めて全ての自治体がこれから目指していく目標であるというふうに認識しています。特に、特別な対応が必要な障害をお持ちの方につきましては、その障害の特性に合わせてどのように避難していただけるか、他市の事例を見ながらになります。情報収集して検討していきたいというふうに考えております。

○松田委員

しっかり検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎スクールバスについて

それでは、次の質問に移らせていただきます。

スクールバスについて伺います。

スクールバスの運転手による故意の急ブレーキの操作による事故については、言語道断で決して許される問題ではありません。我が党の横尾議員も含め、本議会で各議員も取り上げておりますけれども、運転手の傷害事件という側面だけでなく、私も総務常任委員会の委員としてスクールバスの運行という観点から、確認の意味も込めて質問させていただきます。

お聞きすれば、市内でスクールバスを運行している学校は4校ということですが、運行している学校名と利用人数、スクールバスを導入した理由など、それぞれお示ししていただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

市内に導入しておりますスクールバスでございますが、潮見台小学校、こちらの児童が37名、長橋小学校46名、張碓小学校39名、銭函小学校107名の児童が登録しております。

導入の理由でございますが、長橋小学校、張碓小学校、銭函小学校、この3校につきましては、遠距離通学となる児童が相当数いたため導入しております。潮見台小学校につきましては、平成25年の若竹小学校との統合により導入した経過がございます。

○松田委員

スクールバスの運行については4校のうち、潮見台小学校は市教委が運行し、その他の3校は民間事業者に運行を委託しているとのことですが、この違いは何か、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

潮見台小学校のみ自営で動かしているところでございますが、潮見台小学校のバスにつきましては運行する地域の道路が狭く、また、冬場のことを考えますと、四輪駆動のバスでないと走行に不安がある、これらに対応できませんバスを運行できる会社が当時なかったということから、現在も動かしております市教委自前のバスを導入した経過がございます。

○松田委員

あと、スクールバスの利用料金というのはどうなっているのでしょうか。通常の公共バスと同一料金になっているのか、それとあと利用要件についても併せて伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

4校導入しておりますが、スクールバスを利用するに当たりまして、児童及び保護者に利用料金というのは負担はいただいておりません、かかっておりません。利用の要件でございますが、長橋小学校、張碓小学校、銭函小学校、この3校につきましては、通学距離が2キロメートル以上であることがバスに乗れる条件となっております。潮見台小学校につきましては、若竹小学校と潮見台小学校の統合によりましてこれまでと違う方向へ通学する

こととなる児童がいることから、高速道路の高架の山側に居住する児童ですとか、小樽築港駅の海側にマンションがございいますが、その付近に居住している低学年の児童を対象として乗車させているというような状況にございませぬ。

○松田委員

それで、スクールバスには児童と運転手のみとのことですが、登校時・下校時の点呼等、人員確認は誰が行っていたのか、また急な休みだとか急な早引きなどで利用人数の変更はどのように把握していたのか、その点について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

登下校時の点呼、児童の乗車の確認でございませぬが、これは運転手が行ってございました。

また、学校に遅刻や早退などされる場合につきましては、保護者の方に対して学校へ連絡するようお願いしておりますので、学校が把握しているところでございませぬ。

○松田委員

ということは、保護者から連絡が学校に行き、そしてその人員が代わったということは運転手にもきちんと話をしているということですね。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

保護者の方へのお願い事としましては学校へ連絡してくださいということで、運転手への連絡は不要とさせていただきます。運転手は、毎回乗った児童を確認してございませぬので、最終的には学校と運転手から出される乗車名簿でぶつけているということで、学校から運転手に対しての連絡は現在のところやっていないということで聞いております。

○松田委員

点呼は運転手がするというので、人数が代わっていても運転手が知らなかったら、今日は少ないとか多いとかという、誰が乗っている乗っていないということを確認はしなくていいのでしょうか。少し私の取り方は変ですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

最終的には利用者名簿というものをバスの中に備えておきまして、毎回どの子が乗りましたということで、最終的に学校にも毎日提出しておりますので、誰が乗ってきたかということで把握はされております。

○松田委員

あと、登校時間は学年が違っていても変わらないとしても、学年によっては授業の終了時間が違うことから、下校時におけるスクールバスはその下校時間に合わせて時間差で運行するのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

下校便につきましては学校の要望に合わせているところでございませぬが、出発時間を複数にして運行しているところでございませぬ。

○松田委員

あと今後の取組として、毎月市教委の職員もバスに同乗し、運行状況や児童の様子を確認するということですが、これは民間業者に委託している潮見台小学校以外のスクールバスにも同乗するということでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

民間事業者で運行をお願いしているバスにつきましては、今後ドライブレコーダーの設置などについて協議しておりますが、ドライブレコーダーで車内を把握していきたいというふうを考えておりますので、乗車については現在のところ考えてはございませぬ。

○松田委員

今回の運転手は身分的には小樽市会計年度任用職員となっていますけれども、民間委託している運転手はあくまで事業者の従業員になると思われますけれども、このような事故があった場合、使用者責任に違いはあるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回、私どもの運転手、小樽市職員が起こしたということと、それから民間事業者の従業員が万が一事故を起こしたということであれば、それぞれの使用者責任がかかってくるということで違いがございます。

○松田委員

あと、たまたまインターネットで検索していたら小樽市教育委員会学校教育支援室名でスクールバス運転手の募集の記事が載っておりました。仕事内容は、児童の登下校時のスクールバス運転業務、各小学校の校外活動時の運転手となっていました。

スクールバスの運転業務については今回の事件を受けての募集なのか、また校外活動時の運転手とはどういう内容なのか、その点について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

松田委員が御覧になった求人は、今回の事件を受けて現在募集しているものかと思われます。

校外活動の運転につきましては、スクールバスは登校便と下校便、この間の時間を利用して、市内小・中学校の要望が非常に高く、学校から外へ出て学習等をする際の移動手段として使う際の運転業務というふうになっております。

○松田委員

あと、スクールバスについては一定程度期間が継続しての業務が期待できますけれども、校外活動の運転業務になると、業務がある日とない日とがあり1日単位の任用となると思いますが、募集に応じる方はいるのか少し疑問に思うのですけれども、この点について、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

1人の運転手に関してですけれども、1日の業務といたしまして、登校便、下校便は毎日必ずあるもので、先ほども御説明いたしましたが、校外活動がある日にはその運転業務も行っていただくというふうになっております。

○松田委員

あと説明会の資料に、校長は運転手の名前も分かっていなかったことや、子供たちにも運転手の名前を覚えてもらえるような関係になるのが理想とか、今後新しく採用する運転手には、子供だけでなく学校とのコミュニケーションを取れることを希望するとの意見がありました。面談の際はその点も注意して行いたいという回答があることから、採用に当たっては、今までは単に運転だけでよかったというふうにとられると思います。だから、静かにさせるために言葉ではなく行動に出たのではないかと感じてしまいましたけれども、そのことについての認識について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

運転手の任用に関しましては、免許や経験は必須としておりますが、今回コミュニケーションの部分も非常に大事であるというふうに考えております。

今後面接をし、採用に向けてでございますが、免許はもちろんですが、その人の人柄なども面接時によく見て判断していきたいというふうに考えております。

○松田委員

ともあれ、今回の件につきましては説明会の回答にあったように、悪かったのは子供たちではないということをしっかり伝えていただければというふうに思いますので、あとはもう再発防止に向けてしっかり取り組んでいただ

きたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

◎ヤングケアラー支援策について

次に、ヤングケアラー支援策について伺います。

前回の総務常任委員会で確認させていただきましたけれども、北海道でも本年6月中旬から7月下旬にかけて、札幌市を除く公立小学校の5、6年生を対象に実態調査を行い、結果は9月初めにまとまると言っておりましたが、調査結果については北海道から教育委員会に報告は来ているのでしょうか。この点について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

調査結果につきましては、道教委からまだ市教委には届いておりません。

○松田委員

今恐らく取りまとめているとは思うのですが、ただ来ていなくても既にインターネットで検索すればその結果が公表されています。小学校にもアンケートが来ていますのでお聞きいたしますけれども、その結果を受けて教育委員会としてどのような認識を持ったのか、その点について伺います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今回の調査は小学生と大学生等を対象としておりますので、ホームページに掲載されている小学生の結果でお答えをさせていただきます。

小学生の4.7%がお世話をしている家族がいると回答しており、お世話を必要としている家族は「きょうだい」が67.1%と最も多く、お世話の頻度は「ほぼ毎日」が約半数を占めております。学校生活への影響については、「自分の自由になる時間が取れない」が19.1%と多くなっておりませんが、8割近くの小学生が「周囲に相談したことがない」と回答しており、その理由として、「誰かに相談するほどの悩みではない」というのが最も多くなっております。

これらのことから、今回の調査結果からは、家族のお世話をしている子供たちは、自分が家族のお手伝いをするのが当たり前だと思いき、自分の境遇を自覚しづらい傾向であることがうかがえます。ヤングケアラーについては、各学校において日頃から児童・生徒の様子を注意深く観察し、児童・生徒の様子の変化に気づき支援につなげられるよう、教職員や児童・生徒のヤングケアラーに対する認知度の向上を図る必要があると考えております。

○松田委員

あと、同じく支援体制の現状などを把握するため、小学校の管理職についてもその調査を行いましたけれども、小樽市の児童でヤングケアラーと思われる子供はいましたか。その有無についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

こちらの道の調査なのですけれども、インターネットで回答するような形になっておりまして、各学校からの回答がそのまま道に入っておりますので、我々でそこまでの結果の把握はいたしておりません。

○松田委員

あとアンケートによれば、必要と考えるヤングケアラーの支援の内容として教職員がヤングケアラーについて知ることが最も多かったようです。このことについての小樽市教育委員会としての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

市教委としましても教職員がヤングケアラーについての認知度を高めることが重要であると考えております。7月下旬に外部講師を招いたヤングケアラー研修講座を開催いたしました。その際参加者からは、ヤングケアラーについての認知が高まったなどの感想をいただいておりますので、今後も教職員のヤングケアラーについての認知を高め、支援につなげてまいりたいと考えております。

○松田委員

とにかく今質問させていただきましたけれども、先ほども御回答ありましたけれども、小学生がケアをするのはほとんどが兄弟で、半数近くがほぼ毎日であった、8割近くが周囲に相談しておらず、その理由が誰かに相談するほどの悩みではないと回答していたようです。自分がヤングケアラーだったと気づくのは年代が上がっていくほど多くなることから、とにかく周りが早く気づいてあげてほしいと思います。ヤングケアラーがいないと回答しているものの、本当はまだ気づいていないというだけかもしれません。そういった危惧もあります。だからやはりそういった意味で、やはり私たちが本当にその子の様子をしっかりと見てあげて、何か悩んでいないのだろうか、困っていないのだろうかというふうに周りが気づいてあげられることが大事なのではないかというふうに思いますので、この点についても今後よろしくお願ひしたいと思います。

◎伝統文化教室等について

次に、最後の質問になりますけれども、伝統文化教室等についてお聞きします。

代表質問の中で、市長公約の中に文化、芸術、スポーツに取り組む児童・生徒の活動を支援するということに対してその成果をお聞きしたときに、伝統文化親子教室の開催を支援し、その結果、伝統文化に興味を持ち本格的にお稽古に通うことになった子供がいることがその成果であるという市長の答弁がありました。

そこで伺いますけれども、伝統文化親子教室というのはどういう内容のものなのか、御説明願ひたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

伝統文化親子教室の事業ですけれども文化庁の事業として、将来を担う子供たちに対し日本の伝統文化に関する活動、例えば民俗芸能ですとか邦楽、日本舞踊、茶道、華道などを体験する機会を提供するものとなっております。地域の伝統文化に関する活動を行う団体が実施主体となりまして、対象は地域に住んでいる親子ですとか、または子供だけで、子供については幼児から高校生までが参加することができるというものとなっております。

○松田委員

今内容は聞きましたけれども、その開催状況と、市としてどのような支援を行ったのか、具体的に御説明願ひたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

まず開催状況ですけれども、本市では邦楽、お琴、それから生け花、日本舞踊、茶道の教室を開催しております。最近4年間では、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度、3年度、4年度の茶道と令和3年度の邦楽の教室が中止となりましたけれども、それ以外については毎年、年に10回から20回ぐらいの教室が開催されておりました。それぞれの教室の最後には発表会が行われております。

また、各教室で15人から30人ぐらいの子供たちが参加しておまして、教室によっては保護者の方も一緒に受講しております。市教委の支援についてですけれども、文化庁への申請ですとか実績報告などの手続を行っているほか、小学校を通じて全校児童全員にチラシを配付するなどの支援を行っております。

○松田委員

あとその他の取組として、令和2年度に全国大会に出場する小中高生に対する文化芸術大会出場奨励金の制度を新設したことも挙げられておりましたけれども、全国大会に出場し奨励金の対象になった方がいたかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

文化芸術関係で、公的機関などが主催して開催される全国大会に出場した方を奨励金の対象としております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術関係の発表会ですとか全国大会が軒並み中止となったこともあって申請はありませんでしたけれども、令和3年度は団体1件と個人3件、令和4年度は現時点で個人4件の合計8件の団体、個人が対象となっております。

具体的には、市内の高校のお琴の同好会ですとか新聞部、あとは市内の中学生がクラシックバレエのコンクールで予選会を経て全国大会に出場した際などに、全国大会でも頑張ってきてくださいねということで奨励金を交付しております。

○松田委員

あと芸術のみならず、スポーツなどで全国大会に行く児童・生徒が新聞等で紹介されることもありますけれども、この児童・生徒に対して市としてどのような激励、対応をされているのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

全国大会に出場する児童・生徒については、全員ではないのですが、市長への表敬訪問を受けることがございます。出場前であれば市長、副市長、教育長から激励の言葉を、出場後に優秀な成績を収めたという報告があれば祝福の言葉をかけてもらうといった対応をしております。これは文化芸術でもスポーツの分野でも同様でございます。件数は年間、四、五件程度になりますけれども、例えばスキーや陸上、あと中学校の吹奏楽部などで全国大会に出場した部員などの表敬訪問があった際には併せて報道依頼も行いまして、活躍を広く市民に知っていただくことで今後の励みにしてもらえたらというふうに考えてございます。

○松田委員

ともあれ、我が郷土小樽の児童・生徒がとにかく一つのことに努力精進し結果を出してくれることは私たち大人にとっても大変うれしいことです。これからもしっかりこの子供たちに激励をしてあげたり、またときには行っただけでも結果的にはということもあると思います。けどやはり大事なことは、みんなで見守りながらみんなで本当に喜んで押し出してあげることが大事ではないかというふうに思いますので、この点についても今後しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎学校給食センターの災害対応について

1点目は、学校給食センターの災害対応について伺います。

市でも取り組んでおられるSDGsのゴール11に、「住み続けられるまちづくりを」というのがありまして、それに関わって、そのポイントとして、安全で災害に強いまちや人の住む場所をつくとあります。市長もかねがね災害時の備えを強調しておられます。災害などがあっても早く回復できる、または持続可能なまちづくりを進めていく、事前に想定して準備をしておくことだと思っておりますが、2021年の第1回定例会の総務常任委員会の質問で、学校給食センターの災害炊き出しのポテンシャルの高さが示されました。例えば過去の質問では、市給食センターのその災害時炊き出し機能について、御飯4万食の炊き出しが最大可能だ、しかし非常用電源がないとのこと

でした。小樽市地域防災計画を見ますと、第5章第5節、食料供給計画の中に、「5 米飯等の炊き出し」炊き出し施設として、学校給食センター調理能力1日4万食とここにもきちんとそのことが記載されていました。その計画には断り書きがあって、炊き出しが困難な場合は業者から購入して支給と入っています。

だけど、大災害時に業者が1日4万食を提供するというのは少し無理だろうと思うのですが、こうした答弁で今後の非常用電源のことについては検討課題だという答弁をいただきましたけれども、その後の非常用電源設備の検討結果というのはどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

ただいま御質問がありました、学校給食センターが必要とする能力を持った非常用電源を設置した場合のインシヤルコストと年間のランニングコスト、これは非常に高額であるということが分かりました。非常用電源があればより望ましいというふうには認識しておりますが、想像以上に多額の経費を要するため、本市の財政状況などを勘案した上、費用対効果の確認や代替手段の検討を含め、どのような対応が適切なのか、さらに考えているところでございます。

○佐々木委員

非常に高額でというのは想像がつくのですけれども、災害時炊き出し機能のために必要な非常用電源のための能力というのはどの程度必要か、今おっしゃっていたように全開で4万食作るとなればそれは莫大な費用がかかるということになると思うのですけれども、そのうちの一部の機能だけでも使って供給するというようなやり方も可能だと思うのですが、そうした情報収集などは進んでいるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今、委員から御説明もありましたが、1日4万食ということで考えますと非常に高額な費用がかかりますが、被災の想定に応じて食数等を限定する等の条件をさらに設定をいたしまして、改めて必要な費用に係る情報、これを収集したいというふうにご考えております。

○佐々木委員

情報の収集も努めていただきたいのですけれども、いずれかの時点ではやはり実現していくというようなことで進めていただきたい。災害はいつ来るか分かりませんので、よろしく願います。

ほかの自治体では、非常時の給食施設の活用策が具体化され公開されています。給食施設の災害時の利用について情報収集、また視察などは行っていないのか、行っていればその際の情報などを示していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

道内他市の給食施設等の視察につきましては、これまで行っていない状況であります。給食施設の災害時の活用方法は現在情報収集中ではありますが、道内の主要市においては、市のマニュアル等の整備はまだ実施されていないというところです。

なお、道外では多数の事例があるようですので、引き続き先進事例などの情報収集に努めたいというふうにご考えております。

○佐々木委員

これからということですが、よく見る国内のいろいろな事例の中の活用策の中に入るのですけれども、同じく以前、私もまた質問で、市で独自に市学校給食センターにおける災害時の食事提供マニュアルというものを策定するつもりはないのか、もしくは道への働きかけ等はどうなのだということをお聞きしているのです。そのときの答弁では、災害対策室からは今後学校給食センターなどと協議を行った上で、どのような形で整理をすべきか検討してまいりたい、北海道への手引等の策定については改めて働きかけていきたいということだったので、マニュアル作成についての検討、それから道への働きかけ、働きかけた結果、道の策定状況など、情報があつたらお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

まず、都道府県が策定する給食施設における災害時給食提供マニュアル策定の手引であります。これについては昨年委員から御質問があった時点から現在まで、後志総合振興局の危機対策部長を通じて作成動向について確認をしておりますが、現時点では作成されておらず、また今後作成するかどうかについても検討していないという状況であります。

○佐々木委員

それが非常に不思議で、他県では本当にこういうことが進んで、きちんとつくられているのです。県が作り、そして市町村でつくれるように、きちんとつくるための作成のマニュアルまで出しているというようところが多数見られるにもかかわらず、道についてはそこを全然取り組まれていないということです。引き続きそういう点については働きかけをお願いしたいのですけれども、策定の手引等は今お話したように他の自治体から多数出されていますが、その中身についての研究はされていらっしゃいますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

道内他市の状況については確認をしております。道内の人口10万人以上の主要11市では、市としての災害時食事提供マニュアルは作成をしていないという状況であります。

また、都道府県が作成をする給食施設における災害時給食提供マニュアル策定の手引については、北海道を除く他都府県で作成をされておりますので、県の事例について情報収集をし、その内容について研究をしているところであります。

○佐々木委員

研究をされているということですので、もう少しお聞きしたいのですけれども、一般にこうしたマニュアルに記載すべき内容というのはどういう中身になりますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

先ほど申し上げたとおり北海道は策定の手引を作成しておりませんので、比較的まとまった記載がされている、山形県の手引を参考にいたしますと、1番目、給食施設内の連絡、指示の体制に関すること、2番目、初期対応に関すること、3番目、被災状況の確認に関すること、4番目、利用者の食事摂取状況に関すること、5番目、外部との連絡体制に関すること、6番目、食事の提供に必要な食料、これは備蓄品も含め水、食器、熱源、照明等に関すること、7番目、衛生管理に関することなどの記載が必要というふうに考えております。

○佐々木委員

その中身を伺うと本当に基本的なこと、本当にそれがきちんと整っていることというのはもう最低限のことが書いてあるということだと思っておりますけれども、改めて伺いますけれども、これだけ研究を重ねていただいて、この先道がどうなるかは少し分かりませんが、市が独自にこうしたマニュアルを作成するおつもりはないでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市といたしましては、災害時の食事提供要領はより具体化する必要があるというふうに考えておりますので、今後地域防災計画の見直しに際し、マニュアルという形でつくるかも含めて検討したいというふうに考えております。

○佐々木委員

ぜひよろしくお願いします。

この質問の最後ですけれども、市は災害時の学校給食センター施設の活用法をどのように考えておられるのかということを確認したいのです。

また、そのために今言った非常用電源設備も入ると思うのですけれども、必要なもの、それから準備すべきこと

はどのようなことになるでしょうか。

○（総務）災害対策室長

施設等の活用方法ですけれども、現在本市は学校給食センターの委託事業者と、平成25年に炊き出し等に関する協定を締結しているということで、市から要請があれば調理等に必要な人材を確保しまして、炊き出しによって、被災の市民の方への食事提供を御協力いただけるということにはなっております、人員の活用に関しては一定程度めどはついているということでは認識をしております。

確かに、委員の提案のようにこの施設の非常用発電機ですとか設備の機能強化という部分は方法論としては非常によく分かるところなのですけれども、発電機を整備したとしてもやはり水道ですとか、都市ガスですとか、これの迅速な供給という部分の問題もございますので、近年やはり自然災害が激甚化しているという状況の中では、なかなか整備をしたとしても確に迅速に機能できるかどうかというのは少し今未知数だなというふうに思っているところです。そのため、まず必要な準備をしておくものとしましては、現時点ではハード対策も必要かとは思いますが、特にソフト対策を優先して整備していくべきではないかというふうに思っています。

それで具体的には、今後自衛隊などの防災関係機関、協定を締結する民間事業者、ボランティア団体の皆さんの協力体制、それから電気ガスなどのライフラインの事業者とよく話し合っって迅速な復旧という部分の対応策を平時からしっかりと考えていくことが必要かというふうに思っていますので、まずはこの辺を進めていくことが優先的な課題かと思っておりますので、この辺につきましては御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○佐々木委員

室長のおっしゃる意味もよく分かるのですけれども、例えば給食センターの水道も止まる、電気も止まる、全てが止まって炊き出しができないという状況で、ソフト面でたくさんボランティアなど、人に来ていただいたところで食料の供給から何からどうするのだという、基本的なところがやはり成り立つのかということですので、きちんとしたそういう対応、やはりハード面とソフト面が両方きちんと進んで初めて安心なまち、そういう備えができると考えますので、ぜひその辺の御配慮もよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎部活動改革に関わって

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

2点目は、一般質問でも話をさせていただきました、部活動の改革についての話の続きです。

文部科学省の改革の提言の中で各種大会についても言及されています。現在参加選手、それから部活数減少の中で、中体連の市内大会それから後志代表決定戦の実施状況はまずどのようになっているのかということについて伺いたい。

それから、今後の大会運営についてのお考えがあればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

中体連の大会の実施状況でございますが、市内大会後に代表決定戦を行った競技がある一方、小樽も含めてでございますが、後志管内の学校が一堂に集まって大会を行った競技もあるという状況でございます。

今後は、参加選手の数ですとか、部活動の数によっては市内大会の開催の競技数も変わってくるのではないかと、いうふうに感じております。

○佐々木委員

そうですね、参加チームが多いときには本当に、私も以前に関わっていたときには、最初に市内大会でトーナメントをやって、そして後志の代表と小樽市の代表が決定戦を行って、勝ったチームが全道大会に行く。個人戦についても上位者何名かずつが後志と小樽から出てきてその中でまたトーナメント等を行って順位で代表者を決めていくという、かなり何段階かになっている。それは非常にレベルを上げるためにはいい部分もありましたけれども、またそれによって交通費や何か負担が大きくなるという側面もありました。そういう部分についての効率的な運

営もこの文部科学省の中では出ていたようです。

その辺のところについてももう少し伺いたいのですが、今回の改革の中に、さらに大会参加資格の弾力化というのがありまして、中体連大会等に地域のスポーツ団体も参加が可能になるように提言をされています。もしそうなれば本当に大きい変更になると思うのです。実質スポーツクラブだとか道場などで指導を受けていても、あくまでも今までは学校名で、何々中学校の選手ということで大会に参加していたという現状だったのですが、クラブ名で今度は出るということになれば、学校名よりもクラブ名のほうが先に出ることになっていく。これはもうこのまま進めていくと、文部科学省が言う地域移行が実質は進んでいくのかというふうには思うのですが、これは例えば来年や再来年からすぐ対応できるのかというところと可能なかどうかというところが少し心配になるのです。これらについて、いつから、どのように実施されるのか等の情報をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

全国中学校体育大会への参加条件、参加資格についてでございますが、小樽の事務局にも確認いたしましたところ、クラブチームとスポーツ団体の大会参加につきましては令和5年度からというふうに表示されています。

なお、競技ごとに大会参加に関する細則が決められるようでして、これはまだ固まっていないということのため、北海道それから小樽市の中体連盟もその動向を注視しているところというふう聞いてございます。

○佐々木委員

令和5年度は来年ですね。来年度からこれも果たして動けるのかというところも少し難しいところは体感としてはあるのですが、この辺については出てくるものを注意していきたいと思います。

また、ほかの提言の中にもありましたけれども、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない生徒であっても男子生徒の約8割、それから女子生徒の約9割が、自分のペースで競技を行えたり、興味のある運動やスポーツを行えたりするというそういう状況があれば運動部活動に参加したいというふうに思っているのだそうです。今は本当にそこまでの状況ではありません。そうした生徒の多様なニーズに応える部活動の将来像というのには私も賛成するのですが、そうしたいろいろな可能性について市教委のお考えをお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

委員がおっしゃるように、生徒の多様なニーズに応える部活動というのは市教委としても目指すべき姿だとは考えております。ただ、全国的に少子化が進んでおり、本市におきましても多様なニーズに十分には応えられていないとも考えられておりますので、多様なニーズに応える部活動の可能性を少しでも高めるように、今後、部活動改革について議論を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

そうですね、まずは今の状況だと部活動を存続させるというのが第一になっていますので、そういう可能性は本当に行く行くは考えられる、そういうふうな部活動になっていけばいいなとは思いますが、おっしゃるとおりだというふうには思います。

もう少し違う面で。部活動の地域移行や新たな部活動の実施方法にしても、受益者負担という前提だけで実施をすると指導者の報酬、それから交通費など、今やっている学校の従来の部活動よりも会費が高くなって家計負担が増える、これはスポーツ庁も予測しているし、市教委でも一般質問の御答弁の中でもその点についてやはり危惧をしていただくような答えをしていただいております。困窮世帯の中学生でも、やはり希望する部活に参加できるという、そういう公平なスタートラインにつけるという環境が私は必要だと思います。

そこで、先ほど北見市の事例も酒井委員からも出していただきましたけれども、名寄市教委は本年度からNAYOROスタイル、部活動改革推進事業と名づけ、独自に中学校の部活動改革に乗り出しているそうです。新聞からそのままなのですが、合同チームを組む学校間を往復する部活動バスというのを運行を始めたほか、外部人材を技術指導や大会引率の可能な部活動指導員として配置する、専門家によるオンライン指導にも取り組んだり、

部活動の指導に携わる教員の長時間労働を解消するとともに少子化の岐路に立たされた部活動を存続させ、子供たちにスポーツを楽しむ機会を確保する狙いというような記事が載っておりました。

やはりこのNAYOROスタイルのように、こうした市独自の工夫により様々な可能性を持つ子供たちが経済的理由で活動を諦めることがないようにしたいと思いますが、市教委としてこうした取組でお考えになっていることがあればお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

名寄市の取組を例に出していただきましたけれども、まずその中で申し上げますと、部活動指導員につきましては、今年度小樽市では学校からの要望がある場合には、その要望に対して全て配置をしており、7校延べ9人を配置をしております。今後ともしっかりと部活動指導員の配置を行ってまいりたいと考えております。

もう一つの、合同チームの組む学校間の部活動バスにつきましては、名寄市とは合同チームの状況や学校の数、学校間の距離など異なりますので、小樽市においてそのまま同様の取組が可能かどうかというのも含めまして、部活動改革の議論の中で進めてまいりたいと考えております。また、これに限らず、他市の事例というのは常に参考にしながら議論を進めてまいりたいとも考えております。

○佐々木委員

こうしたいろいろな可能性をこれからも探っていただければというふうに思いますが、そうした取組を実施するためにも、国の積極的な自治体への財政支援が不可欠です。文部科学省、スポーツ庁が言い始めた改革ですから、当然そうしていただけるものと思うのですが、この部活動改革を進める際にはそうした支援、そういうのを求める国への働きかけをしていくべきというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

委員おっしゃるとおり、国の財政支援というのは私どもも必要だと考えております。令和5年度には地域部活動への移行に向けた支援として、例えば財政支援の新設などを北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、まず北海道に要望を行っており、北海道が国に要望しているという状況は把握しております。今後も北海道都市教育委員会連絡協議会等を通じまして、国及び北海道に財政的な支援を要望してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひそういう申入れ、しっかりとこれからもお願いをしていきたいと思っております。

今までこうやって質問でいろいろと部活動の件で述べてきましたけれども、そういうことを踏まえまして、今までお聞きしておりましたら非常に前向きに取り組んでいただけたとのことですので、今後の部活動改革を進めていただきますようによろしくお願いをしてお話を終えます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎新総合体育館整備について

それでは、新総合体育館整備について伺います。

先ほどの報告でかなりの部分が満たされているとは思いますが、再確認の意味を含めてそのまま予定していた質問をさせていただきます。

まず、現在小樽市新総合体育館整備検討委員会が立ち上げられたと伺っておりますが、まずこの検討委員会で協議される事項、メンバー、検討委員会の設置期間などについて御説明願います。

○（教育）主幹

検討委員会でまず協議する内容事項でございますが、これにつきましては小樽市新総合体育館基本構想と基本計画の策定に必要な事項を協議することとなります。

メンバーにつきましては、まず学識経験を有する者、それからスポーツ関係団体を代表する者、それから学校を代表する者、それから公募により選出した者、最後にその他教育委員会が必要と認める者、こういった区分からそれぞれ選出していただき、現在は小樽商科大学の教授を会長に11名の委員で構成されてございます。

もう一つ、設置期間につきましては、基本構想、基本計画の策定が終わるまでということになっておりますので、実際は令和5年度末を想定してございます。

○中村（岩雄）委員

次に、アンケート調査を行うとのことですが、いつから誰を対象に、どのような点について聴取するのか、御説明願います。

○（教育）主幹

アンケートの概要についてなのですが、アンケートは2種類ございまして、まず市民アンケート、こちらは9月の12日から26日の期間です。無作為抽出した市民2,000名の方を対象に調査いたします。

もう1件は団体アンケート、スポーツ団体等アンケートなのですが、こちらにつきましても9月の中旬から下旬にかけてスポーツ関係団体など約70団体を対象に調査いたします。

アンケートの内容につきましては、いずれも現体育館、それから高島小学校温水プール、こういったところの使用状況、それから新総合体育館と新しいプールに望む機能やそういったものについてを中心に質問をしてございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、総合体育館とプールの供用開始期はいつ頃と想定しているのか伺います。

○（教育）主幹

新総合体育館の供用の開始の時期でございますが、先の令和4年2月に策定しました小樽市総合体育館長寿命化計画では、設計と建設をおのおの市役所が発注する従来の方式でいったとしたならば令和9年度中に竣工するというふうに記載されてございます。今、供用開始ということでございますと、その竣工からやはり準備期間数か月を経た後に一部供用開始が可能ではないかというふうに現時点では考えてございます。

また、もう一つの手法としましてPFIやPPP、こういった方式を導入した場合につきましては、現時点では工程は2年程度、後ろに延びるのではないかというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

人口が年平均2,000人減少している状況です。供用開始が例えば5年後だと単純に計算しても1万人減少します。また、さらに高齢化率が今後ますます増加していく一方で、若者の体育館などの利用者数が減っていくことが予想されます。

そこで、これまでの年間利用者数、5年程度でいいのですがその推移をお知らせください。

○（教育）主幹

総合体育館の過去5年間の利用者数についてお答えいたします。まず平成29年度が12万1,954人、それから平成30年度が11万64人、令和元年度が11万652人、令和2年度につきましては6万2,627人、令和3年度は6万94人というふうになってございます。

○中村（岩雄）委員

新型コロナウイルス感染症の影響もあろうかと思えますけれども、ずっと漸減状態というふうに思っているのでしょうか。漸次少しずつ減っていているということですね。

そこで、どういう観点からその施設の規模を決めていくのか伺います。

○（教育）主幹

規模の設定についてなのですけども、市としましては、将来人口を踏まえすと現体育館の規模からのスケールダウンというのは必要であるというふうに考えてございます。ただ、今それも含めて現在アンケートの中で市民の方にどのような規模を望むかということも調査している最中でございますので、そういった結果も踏まえて総合的に判断し、今後規模・機能を設定していきたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、運営についてどのように考えておりますか。

○（教育）主幹

運営ということで、まず開館後の運営形態ということでお答えさせていただきますけれども、こちらにつきましては今PPP/PFIを含めまして、財政部で今年度中にPPP/PFI手法導入優先的規程を策定することとしておりますので、こういった内容を踏まえながら今後検討していくことになるかと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それから、検討委で視察をされたということなのですが、その視察の内容、そして、どのようなポイントが小樽市の参考になりそうなのか、その辺についてお聞かせください。

○（教育）主幹

視察の内容につきましては先ほど御説明したとおり、2か所です。帯広市のよつ葉アリーナ十勝、それからプールのスインピアというところに行ってきました。行ってきたところで、ポイントといいますか参考になった点について少し紹介いたしますと、まず一つは最新の施設を見ることができたということが非常に収穫であったと思います。

それからもう一つは、PFIを導入して建てた建物でございますので、民間のノウハウという意味で、例えばスペースの使い方ですとか、そういったところに非常に無駄のない工夫が大変されているところが見ることができました。

あと、そのほかにキッズスペースとか、そういった、今まで活字では見て、イメージしていたものを実際に行き見て触れることができましたので、そういう意味では委員の方々にとりまして大変参考になったのではないかと、このように考えてございます。

○中村（岩雄）委員

◎広報広聴について

それでは、広報広聴について質問を移します。

市では、広報おたるやホームページを中心に主に紙媒体での広報を行っていると思いますが、そもそも新聞を取らない、スマートフォンやタブレット、ノートパソコンで情報を得ている人も増えている昨今、情報が果たして行き渡っているのかという疑問があります。特に現在は様々な情報が動画で提供される場面が、場合が増えておりまして、これまでの紙媒体中心での情報伝達には限界があるのかと思われます。そこで、例えば戸籍住民課窓口の上に設置してあるモニター、ここでもうある程度の情報は流していると思えますけれども、行政情報などをより上映して情報発信をできないのかということ、これについていかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

戸籍住民課の窓口の上に設置しているモニターにつきましては、モニター設置の協定を結んだ企業との取決めの

中で、無料の範囲内で決められたフォーマットデザインで行政情報を放映しているという現状であります。無料での放映には1本が15秒間、そして決められたフォーマットでという縛りがありまして、動画の配信ですとか特別な編集が必要な場合は別途料金が発生するというので、現在は無料の範囲内での放映をしているという状況です。

○中村（岩雄）委員

あとモニターの設置場所について少し提言ですけれども、市役所内に限られない場所、比較的市民が立ち寄る場所として、例えば小樽市立病院などの大きな病院、長崎屋の公共スペース、それからウイングベイ小樽内のスペースなども考えられますが、そういった場所での設置の検討、費用と管理の問題もあると思うのですが、その検討はいかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

御提言の人が集まる場所へのモニターの設置に当たりましては、モニターの準備ですとか、それから設置に係ってその置く場所の使用料が必要な場合もあります。また、その設備の維持管理ですとか、あと放映する行政情報をどうやって作成するののかですとか、動画であればその撮影や編集など、費用の面と業務量の面でも負担が大きいと考えておりまして、実際にはそういった課題解決が必要であると考えております。

○中村（岩雄）委員

さらに市民からも、より具体的な提言をいただいているのですが、例えば住民票取得の申請紙の書き方を動画で示す、あるいは各種申請紙の記入例について動画で教える方法、そうすると大変分かりやすいのではないかと、いうより具体的な提案、提言なのです。紙媒体に限らず情報のチャンネルを増やしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

先ほどの御質問に対する回答のとおり、動画の作成ですとか、そういったことも市民サービスとしては有益ではないかと思うのですが、費用の面ですとか業務量の面から考えてもそういう新たな情報チャンネルを増やしていくということについてはハードルが高いのは事実ではありますけれども、年々広報おたるの発行部数も少しずつ減少していきまして、そういったこともありますので、さらなる情報発信の必要性については常に意識、認識しております。市民サービス向上のため、そういう情報発信の充実については今後も検討していく必要があるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

引き続きの検討、よろしくお願いいたします。

◎防災訓練・防災教育について

次に、防災訓練や防災教育について伺います。

冒頭の報告にありましたけれども、総合防災訓練についてお聞きします。

令和3年度まではどのような総合防災訓練を行っていたのでしょうか。従来行ってきた港湾地区での訓練も小樽市にとっては必要な訓練であると評価をしておりましたが、どうして令和4年度に変えたのか、その理由をお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今お問合せの令和3年度まで、本市は最大の被害が予想される地震・津波災害を念頭に港湾地区で実動訓練を行ってまいりました。

なお、令和3年度からは実動訓練に連携させて消防講堂に災害対策本部を模擬的に設置をし、災害対策本部会議訓練と同運営訓練を行っております。

令和4年度から大雨による洪水・土砂災害を想定した訓練を開始した理由であります。委員会冒頭でも御説明いたしました。近年の気候変動を伴う洪水・土砂災害の激甚化、それと北海道による土砂災害警戒区域との指定

が進捗いたしましたして、本市でも土砂災害に対する訓練の必要性が認識をされたためであります。

○中村（岩雄）委員

それでは、引き続き防災教育について伺っていきます。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により住民に対する防災教育もなかなかできていなかったと思いますが、令和2年度以降の町内会や学校などに対する訓練支援の状況を説明してください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和2年度の防災講話等の訓練支援回数ですが、町内会等が4件、学校が2件でありました。令和3年度は町内会等3件、学校3件であります。令和4年度現時点、まだ半年しかたっておりませんが町内会6件、学校が3件というふうになっております。

○中村（岩雄）委員

ただいまの答弁で、令和4年度に入ってから増えているのですね。町内会や学校などの防災教育訓練、防災訓練の回数が増加傾向にあるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

まだ年度の半ばではありますが、令和4年度は令和2年度、3年度に比較して増加傾向にあるというふうに思われます。その理由であります。現時点ではまだ推測の域を出ませんが、ウィズコロナの必要性が認識される中、ここ数年自粛されていた防災訓練等についても住民の皆さんの中で必要性が再認識されつつあるというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

そういう影響でということなのですね。

小樽市として、先日の総合防災訓練の成果及び現在の感染症の拡大状況も踏まえて、今後の防災訓練、それから防災教育についてどのような方向性で検討するつもりなのか、お示してください。

○（総務）災害対策室長

今後の防災訓練の方向性についてですけれども、公助としての実効性をさらに高めていくことが重要ですので、総合防災訓練はこれまでの成果を踏まえまして、様々な災害による被災を想定して、訓練場面も例えば発災から6時間後、1日後などを設定しまして、実務を担う管理職等にいろいろと災害対応を考えてもらえるような実践的な訓練を毎年積み重ねていきたいというふうに考えております。

また、防災教育につきましても、市職員に対して職員研修等の機会を通じて、策定しました小樽市業務継続計画などを丁寧に説明するとともに、これも防災訓練の一環ではあるのですが、感染症対策を意識した避難所開設運営訓練を、毎年参加する職員を変えて各職員に対応が浸透できるように継続して実施していきたいというふうに思っております。

さらには、災害対応は地域の皆さんの自助、共助が非常に大切であるというふうに考えておりますので、広報おたるですとか市のホームページ、それから町内会に対する防災講話等を通じまして、災害に備えてのおおの事前準備、それから災害時取るべき基本的な行動などがしっかり浸透できるように、市民の皆さんに防災意識をより一層高める取組を進めていきたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

◎ひと旗プロジェクトと北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について

それでは、ひと旗プロジェクトと北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてお尋ねします。

迫市長は2期目の重点公約として真っ先に人口減少対策、特に社会減の抑制を目標に取り組むと強い決意を示されました。そこで本年度の新規の取組事業として挙げられたひと旗プロジェクトについて質問してまいります。

まずフェーズ1として、「起業+移住をターゲット」、これは主にスモールビジネスを起こす人ということなのですが、具体的なこの取組をお示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本年度のひと旗プロジェクトでは、移住ポータルサイトを令和4年4月1日に開設し、創業や事業の継続に対する支援などの情報発信を行い、その内容の充実に努めております。

○中村（岩雄）委員

テレワークを含めて個人での起業など、小規模なものを想定しているということなのですが、市として起業する場所を提供するなどの、言わば誘導策あるいはインセンティブ策といたしますか、こういうことについてはどのようなことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

市内でのテレワークが可能となるサテライトオフィスやコワーキングスペースなどの整備につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した整備について関連部署と連携し、課題の整理など研究を進めております。

○中村（岩雄）委員

現在はその程度だということですね。今いろいろ質問しましたのは、現在、北海製罐第3倉庫については小樽市が所有して活用策を考えるということなのですが、第3倉庫を改修してスモールビジネスを起業する場として提供できないかということを考えるのです。これはやはり市民からの提言もあります。小樽観光の目玉である小樽運河の言わば一等地で潮風を感じながら起業できるとなれば、他都市にはないセールスポイントになるものと思います。ひと旗プロジェクトの拠点場所として第3倉庫を活用してはと考えます。市民の提言もありますので、その御見解をお聞きして終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室藤本主幹

第3倉庫につきましては、分区などの法規制があり現状におきましては委員から御提言のあったようなスモールビジネスを提供するような場所として使用することはできませんけれども、将来的な活用方法につきましては第3倉庫活用ミーティングの後継組織でありますNPO法人OTARU CREATIVE PLUSはまだ北海道に名称変更の手続申請中と聞いておりますけれども、こちらと協議を進めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、可能性を追求していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時18分

再開 午後5時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案を可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号3項目の2公共施設再編に当たる機

能と利便性の維持向上について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択の立場で討論を行います。

議案第24号です。

政府は核兵器禁止条約に調印、批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。

津波対策として整備している自治体があります。

陳情第11号第3項目の2です。

託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。

小樽市は公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。

塩谷小学校の存続が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第24号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。